

官報

昭和四十二年七月十四日

第五十五回 参議院會議録第二十五号(その一)

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

午前十時二十八分開議

○議事日程 第二十六号

昭和四十二年七月十四日

午前十時開議

第一 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国間の第三確認書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(衆議院提出)

第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その一) 議長報告

第一〇 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一三 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 二木 謙吾君
同 山田 徹一君
文教委員 玉置 和郎君
同 青田源太郎君

同 高橋雄之助君

同 栗原 祐幸君

同 中上川アキ君

同 北條 篤八君

同 松平 勇雄君

同 森 八三三君

同 廣瀬 久忠君

同 金丸 富夫君

同 和泉 寛君

同 田中 茂穂君

同 久保 勤一君

同 北條 篤八君

同 重宗 雄三君

同 米田 正文君

同 中上川アキ君

同 廣瀬 久忠君

同 高橋雄之助君

同 山田 徹一君

同 森 八三三君

同 松平 勇雄君

同 栗原 祐幸君

同 二木 謙吾君

同 鈴木 一弘君

同 玉置 和郎君

同 議院運営委員

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

医師法の一部を改正する法律案

都市計画法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案可決報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

律案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和四十二年七月豪雨による建設関係災害の実情調査

一、派遣委員

藤田 進 稲浦 鹿蔵

中津井 真

一、派遣地 広島県 兵庫県

一、期間 七月十四日から同月十六日まで三日間

一、費用 概算 四〇、五〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和四十二年七月十一日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

航空機工業振興法案の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

日本専売公社法の一部を改正する法律

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

航空機工業振興法の一部を改正する法律

同日本院は、検査官に白石正雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に大場茂行君、岡村二一君、富田喜作君及び平林タイ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、文化財保護委員会委員に久松潜一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に高橋正雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に石塚秀二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に杉村草三郎君及び田中久兵衛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に芦原義重君及び高田元三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査委員会委員に百田正弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大橋 和孝君

同 久保 等君

同 北條 簡八君

同 鬼丸 勝之君

同 大蔵委員 戸田 菊雄君

同 文教委員 二宮 文造君

同 社会労働委員 成瀬 晴治君

同 農林水産委員 西村 関一君

同 農工委員 山田 徹一君

同 小柳 勇君

同 和泉 覚君

同 戸田 菊雄君

同 小柳 勇君

同 北條 簡八君

同 大橋 和孝君

同 白木義一郎君

同 高山 恒雄君

同 鬼丸 勝之君

同 久保 等君

同 二宮 文造君

同 大蔵委員 戸田 菊雄君

同 文教委員 二宮 文造君

同 文教委員

同 社会労働委員

同 農林水産委員

同 農工委員

同 小柳 勇君

同 和泉 覚君

同 向井 長年君

同 迫水 久常君

同 鈴木 強君

同 白木義一郎君

同 松平 勇雄君

同 栗原 祐幸君

同 高山 恒雄君

同 宮崎 正義君

同 向井 長年君

同 横井 太郎君

同 黒柳 明君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

同 迫水 久常君

同 成瀬 晴治君

同 大蔵委員 和泉 覚君

同 戸田 菊雄君

同 小柳 勇君

同 北條 簡八君

同 大橋 和孝君

同 白木義一郎君

同 高山 恒雄君

同 鬼丸 勝之君

同 久保 等君

同 二宮 文造君

同 大蔵委員 戸田 菊雄君

同 文教委員 二宮 文造君

同 社会労働委員 成瀬 晴治君

同 農林水産委員 西村 関一君

同 農工委員 山田 徹一君

同 小柳 勇君

建設委員 (国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの)

同 伊藤 五郎君

同 横井 太郎君

同 向井 長年君

同 黒柳 明君

同 片山 武夫君

同 栗原 祐幸君

同 宮崎 正義君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

旅券法の特例に関する法律案

外務委員会に付託

外貿埠頭公団法案

運輸委員会に付託

放送法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件議決報告書

開港及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件議決報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案可決報告書

原子力基本法の一部を改正する法律案可決報告書

動力炉・核燃料開発事業団法案可決報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案可決報告書

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

離島振興法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案可決報告書

土地収用法の一部を改正する法律案可決報告書

土地収用法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

害の防止等に関する法律案可決報告書

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

離島振興法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案可決報告書

土地収用法の一部を改正する法律案可決報告書

土地収用法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

同 迫水 久常君

同 成瀬 晴治君

同 大蔵委員 和泉 覚君

同 戸田 菊雄君

同 小柳 勇君

同 北條 簡八君

同 大橋 和孝君

同 白木義一郎君

同 高山 恒雄君

同 鬼丸 勝之君

同 久保 等君

同 二宮 文造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

同 迫水 久常君

同 成瀬 晴治君

同 大蔵委員 和泉 覚君

同 戸田 菊雄君

同 小柳 勇君

同 北條 簡八君

同 大橋 和孝君

同 白木義一郎君

同 高山 恒雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

同 迫水 久常君

同 成瀬 晴治君

同 大蔵委員 和泉 覚君

同 戸田 菊雄君

同 小柳 勇君

同 北條 簡八君

同 大橋 和孝君

同 白木義一郎君

同 高山 恒雄君

同 鬼丸 勝之君

同 久保 等君

同 二宮 文造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

同 迫水 久常君

同 成瀬 晴治君

同 大蔵委員 和泉 覚君

同 戸田 菊雄君

同 小柳 勇君

同 北條 簡八君

同 大橋 和孝君

同 白木義一郎君

同 高山 恒雄君

同 鬼丸 勝之君

同 久保 等君

同 二宮 文造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 西村 関一君

同 鈴木 強君

同 山田 徹一君

同 迫水 久常君

同 成瀬 晴治君

同 大蔵委員 和泉 覚君

を求める件。

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国団の第三確認書の締結について承認

を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国団の第三確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国団の第三確認書

〔本号(その二)に掲載〕

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「国際労働条約第百号」は、一九五一年の国際労働機関の第三十四回総会において採択されたものでございまして、同一価値の労働について、男女労働者に対して、男女の性別による差別をすることなしに、報酬を定めるとする原則について規定したものでございます。その趣旨とするところは、すでに国内法においても規定されているところでございます。

次に、「関税及び貿易に関する一般協定関係の議定書」は、昨年の四月わが国において、関税率表が新しい関税品目分類法に基づきまして、全面的に改正をせられたので、これに伴って、従来わが国と他の関税及び貿易に関する一般協定の当事国との関税交渉の結果作成せられたわが国の関税議定書をも、新しい品目分類法に基づいて訂正したものでございます。

委員会におきましては、慎重審議、特に労働条約第百号を十数年間批准しなかつた理由、この条約を順守するための今後の施策等について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

七月十三日、質疑を終えまして、討論に入りまして、社会党の羽生委員より、差別待遇を禁止した労働条約第百十一号の早期批准を希望して、本件百号条約に賛成する旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定をいたしました。以下御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、

て、本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。産業公害及び交通対策特別委員長松澤兼人君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十二年七月十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 通学路に係る交通安全施設等の整備に関する緊急措置(第四条—第八条)

第三章 踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する緊急措置(第九条—第二十条)

第四章 通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に関する費用(第二十一条—第二十六条)

第五章 通学路及び踏切道に係る交通規制等(第二十七条—第二十八条)

第六章 中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等(第二十九条—第三十一条)

第七章 附則

第八章 附則

第九章 附則

第十章 附則

第十一章 附則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、緊急に交通の安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、国及び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやかに実施すること等により、これらの通学路及び踏切道における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「通学路」とは、児童又は幼児が小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)又は幼稚園若しくは保育所に通うため通行する道路の区間で、これらの施設の敷地の出入口から五百メートルの区域内に存するものをいう。

4 この法律において「踏切道」とは、道路が鉄道(新設軌道を含む。)と交差する場合におけるその交差している道路の部分のいう。

5 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号。以下「交通安全施設等整備事業法」という。)第二条第三項各号に掲げる事業(道路の改築(同項第二号に規定する道路の改築を除く。)に伴つて行なわれるものを除く。)をいう。

6 この法律において「踏切道整備事業」とは、踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する事業をいう。

7 この法律において「踏切道の構造改良」とは、踏切道の舗装及び拡幅をいう。

8 この法律において「踏切道に係る保安設備の整備」とは、踏切警報機及び踏切遮断機の整備をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、緊急に交通の安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、一体となつて、総合的な計画のもとに、交通安全施設等整備事業、踏切道の構造改良に関する事業等をすみやかに実施するように努めるとともに、鉄道事業者が行なう踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施の推進に努めなければならない。

第二章 通学路に係る交通安全施設等の整備に関する緊急措置

第四条 都道府県公安委員会(道路交通法(昭和三十

十五年法律第百五号)第百十四条の規定により

権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下この条においてこれらを「市町村計画作成者」という。)は、協議により、通学路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路(市町村道(道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。))であるものに限り、)であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画」という。)を作成しなければならない。

2 市町村計画作成者は、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合において、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会(当該市町村に市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会が置かれていないときは、関係者の意見をきかなければならない。

3 市町村計画作成者は、昭和四十二年八月三十一日までに、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画を次条第一項に規定する都道府県計画作成者に提出しなければならない。

(都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画)

第五条 都道府県公安委員会並びに道路法第十三

条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)外の一一般国道及び都道府県道の道路管理者(以下この条においてこれらを「都道府県計画作成者」という。)は、協議により、前条第一項の総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路(指定区間外の一一般国道及び都道府県道(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。))であるものに限り、)であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、当該計画と前条第三項の規定により提出された市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画とを調整して、当該都道府県の通学路に係る交通安全施設等整備事業に関する総合的な計画(以下「都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画」という。)を作成しなければならない。

2 都道府県計画作成者は、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合においては、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県計画作成者は、昭和四十二年九月三十日までに、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

(指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画)

第六条 都道府県公安委員会及び建設大臣である

道路管理者は、協議により、第四条第一項の総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路（指定区間内の一般国道及び道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路であるものに限り。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 都道府県公安委員会及び建設大臣である道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

3 前二項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができ、

（交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべき事業に関する計画等）

第七条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により、第五条第三項及び前条第二項の規定により提出された都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画及び指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画に定める交通安全施設等整備事業のうち、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものに関する計画の案を作成し、これに伴い、交通安全施設等整備事業法第四条第一項に規定する交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更する案を作成しなければならない。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、前項の計画の案を作成する場合には、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日までに、第一項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更する案についての交通安全施設等整備事業法第四条第五項において準用する同条第二項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

4 前三項の規定に基づく交通安全施設等整備事業三箇年計画の変更に伴う交通安全施設等整備事業法第五条第一項後段の規定による変更に係る実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにしなければならない。

（地方単独通学路交通安全施設等整備事業の実施）

第八条 都道府県公安委員会は都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画又は指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画に従い、

指定区間外の一般国道、都道府県道又は市町村道の道路管理者は都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画に従い、通学路に係る交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

第三章 踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する緊急措置

（市町村踏切道緊急構造改良計画）

第九条 鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）及び市町村道の道路管理者は、協議により、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道（市町村道（道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であるものに限り。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に關する計画（以下「市町村踏切道緊急構造改良計画」という。）を作成しなければならない。

2 鉄道事業者及び市町村道の道路管理者は、市町村踏切道緊急構造改良計画を作成する場合においては、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会（当該市町村に市町村通学路及び踏切

道交通安全対策協議会が置かれていないときは、関係者）の意見をきかなければならない。

3 鉄道事業者及び市町村道の道路管理者は、昭和四十二年八月三十一日までに、市町村踏切道緊急構造改良計画を第十一条第一項に規定する道路管理者に提出しなければならない。

（都道府県踏切道緊急構造改良計画）

第十条 鉄道事業者並びに指定区間外の一般国道及び都道府県道の道路管理者は、協議により、前条第一項の運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道（指定区間外の一般国道及び都道府県道（道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であるものに限り。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に關する計画（以下「都道府県踏切道緊急構造改良計画」という。）を作成しなければならない。

2 鉄道事業者並びに指定区間外の一般国道及び都道府県道の道路管理者は、都道府県踏切道緊急構造改良計画を作成する場合には、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

（都道府県総合踏切道緊急構造改良計画）

第十一条 第九条第一項の鉄道事業者並びに前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者は、協議により、都道府県踏切道緊急構造改良計画と第九

条第三項の規定により提出された市町村踏切道緊急構造改良計画とを調整して、当該都道府県の踏切道の構造改良に関する事業に関する総合的な計画(以下「都道府県総合踏切道緊急構造改良計画」という。)を作成しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による都道府県総合踏切道緊急構造改良計画の作成について準用する。

3 第一項に規定する鉄道事業者及び道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

(指定区間内踏切道等緊急構造改良計画)

第十二条 鉄道事業者及び建設大臣である道路管理者は、協議により、第九条第一項の運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道(指定区間内の一般国道及び道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路であるものに限る。)であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に關する計画(以下「指定区間内踏切道等緊急構造改良計画」という。)を作成しなければならない。

2 鉄道事業者及び建設大臣である道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画を運輸大臣及び建

設大臣に提出しなければならない。

3 第六条第三項の規定は、前二項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

(保安設備緊急整備計画)

第十三条 鉄道事業者は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に該当する踏切道であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道に係る保安設備の整備に関する事業に關する計画(以下「保安設備緊急整備計画」という。)を作成しなければならない。

2 第九条第二項又は第十条第二項の規定は、前項の規定による保安設備緊急整備計画の作成について準用する。

3 鉄道事業者は、昭和四十二年九月三十日までに、保安設備緊急整備計画を運輸大臣に提出しなければならない。

(踏切道整備事業を実施すべき踏切道の指定)

第十四条 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年及び昭和四十三年度において踏切道の構造改良に関する事業を実施すべき踏切道として指定するもの

とする。

2 運輸大臣は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年及び昭和四十三年度において踏切道に係る保安設備の整備に関する事業を実施すべき踏切道として指定するものとする。

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに都道府県公安委員会又は当該鉄道事業者及び都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、運輸省令、建設省令又は運輸省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(踏切道緊急整備計画)

第十五条 運輸大臣及び建設大臣は、協議により、第十一条第三項、第十二条第二項及び第十三条第三項の規定により提出された都道府県総合踏切道緊急構造改良計画、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画及び保安設備緊急整備計画に定める踏切道整備事業のうち、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき前条第一項の規定により指定した踏切道(以下「甲種指定踏切道」という。)及び同条第二項の指定に

より指定した踏切道(以下「乙種指定踏切道」という。)に係る踏切道整備事業に關する計画(以下「踏切道緊急整備計画」という。)の案を作成しなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により踏切道緊急整備計画の案を作成する場合においては、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、前二項の規定により作成された踏切道緊急整備計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日までに、前項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

5 踏切道緊急整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 昭和四十二年及び昭和四十三年度において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の実施の目標

二 昭和四十二年及び昭和四十三年度において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の量

6 運輸大臣及び建設大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、踏切道緊急整備計画を公表しなければならない。

7 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、踏切道緊急整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(踏切道整備事業の実施計画)

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 鉄道事業者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 前二項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び踏切道の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

4 第一項前段の規定による実施計画の提出及び第二項前段の規定による実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにしなければならない。

5 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の実施計画が踏切道緊急整備計画に照らして適当でないと認めるときは、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者による変更を指示することができる。

6 第六条第三項の規定は、第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

(踏切道整備事業の実施)

第十七条 道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業を実施しなければならない。

2 鉄道事業者は、前条第二項の実施計画に従い、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業を実施しなければならない。

第十八条 道路管理者は、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画又は指定区間内踏切道等緊急構造改良計画に従い、踏切道の構造改良に関する事業(踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業として前条第一項の規定により実施すべきものを除く。)を実施しなければならない。

2 鉄道事業者は、保安設備緊急整備計画に従い、踏切道に係る保安設備の整備に関する事業(踏切道緊急整備計画による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業として前条第二項の規定により実施すべきものを除く。)を実施しなければならない。

(鉄道事業者の協力)
第十九条 道路管理者が踏切道の構造改良に関する事業を実施する場合においては、鉄道事業者は、当該事業の実施について、道路管理者に協力しなければならない。

(踏切道改良促進法との関係)
第二十条 この法律の規定により道路管理者及び鉄道事業者が実施すべき踏切道整備事業に関し

ては、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)の規定は、適用がないものとする。

第四章 通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に関する費用

第二十一条 国は、道路管理者が市町村道である通学路について実施する交通安全施設等整備事業のうち、交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施するものに要する費用については、道路法第五十六条の二に要する費用については、道路法第五十六条及び交通安全施設等整備事業法第七条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内をその費用を負担する市町村に対して補助することができる。

(踏切道整備事業の実施に要する費用の負担)
第二十二條 この法律の規定による踏切道の構造改良に関する事業の実施に要する費用の負担については、鉄道事業者と道路管理者との協議により定める。

2 前項の費用のうち、同項の協議により道路管理者が負担すべき費用は、道路法の規定に基づき道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担する。

3 前章の規定による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

第二十三条 国は、前条第二項の規定により市町村が負担する費用のうち、当該市町村である道路管理者が実施する踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業に要するものについては、道路法第五十六条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内を当該市町村に対して補助することができる。

(鉄道事業者に対する補助等)
第二十四条 国は、政令で定める鉄道事業者に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の政令で定める鉄道事業者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

3 運輸大臣は、この法律の規定による踏切道整備事業の実施について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その一) 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

七一八

(地方単独通学路交通安全施設等整備事業に対する国の財政上の措置)

第二十五条 国は、第八条の規定により都道府県公安委員会又は指定区間外の一般国道、都道府県道路若しくは市町村道の道路管理者が実施する通学路に係る交通安全施設等整備事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方単独踏切道構造改良事業に対する国の財政上の措置)

第二十六条 国は、第十八条第一項の規定により道路管理者が都道府県総合踏切道緊急構造改良計画に従つて実施する踏切道の構造改良に関する事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 通学路及び踏切道に係る交通規制等

(通学路及び踏切道に係る交通規制)

第二十七条 都道府県公安委員会は、通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に即応して、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

(踏切道の統合等)

第二十八条 道路管理者は、踏切道整備事業の実施に即応して、踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な踏切道の統合及び踏切道に

係る車両の通行制限を図るものとする。

第六章 中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等

(中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会)

第二十九条 総理府に、附属機関として、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

2 中央協議会は、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3 中央協議会の構成員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 大蔵大臣
- 二 文部大臣
- 三 厚生大臣
- 四 運輸大臣
- 五 建設大臣
- 六 自治大臣
- 七 内閣府長官
- 八 総理府総務長官
- 九 国家公安委員会委員長

4 中央協議会の職務は、内閣総理大臣官房において行なう。

5 前四項に定めるもののほか、中央協議会の運営その他中央協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議

会)

第三十条 都道府県に、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置く。

2 都道府県協議会は、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3 都道府県協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 関係地方行政機関の長
- 二 都道府県の教育委員会の教育長
- 三 警視總監又は道府県の道府県警察本部長
- 四 都道府県の職員のうちから当該都道府県の知事が指名する者
- 五 都道府県の区域内の市町村の市町村長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 六 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者

(市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会)

第三十一条 市町村は、条例で、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に踏切道改良促進法第三条第一項の規定により踏切道の構造改良に相当する踏切道の構造の改良の方法を定めて指定した踏切道については、この法律中踏切道の構造改良に関する規定は、適用しない。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中同和对策協議会の項の次に次のように加える。

中央通学路及び踏切道交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業に関する計画の内容によつて定まるが、約三百億円の見込みである。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議題となりました法律案について、本特別委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党により、共同で衆議院に提出されたものでありますが、その趣旨は、最近にお

ける交通事故の発生状況にかんがみ、緊急に交通安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、国及び地方公共団体が一体となって、総合的な計画のもとに、通学路にかかる交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやかに実施すること等により、これらの通学路及び踏切道における交通事故の防止をはからうとするものであります。

その内容のおもな点といたしましては、第一に、昭和四十二年及び四十三年の両年度において、これらの事業を実施するための計画は、本法の定める手続に従い、本年十二月末までにこれを策定することとし、道路管理者、都道府県公安委員会及び鉄道事業者は、それぞれの計画に基づく事業を実施しなければならないものとすること。

第二に、国はこれらの事業に要する経費について、市町村に対する補助の特例を設けるほか、所要の財政上の措置を講じなければならないものとすること。

第三に、都道府県公安委員会または道路管理者は、これらの事業の実施に即応して、通学路における計画的な交通規制の実施、踏切道の統合等をはかるものとする等であり、

委員におきましては、これらの計画を実施するための財政上の措置、本法の運用をめぐる各般の問題に關し、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長鈴木壽君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「租鉱権」とはの下に、「第三十五条の六第四項を除くほか」を、「租鉱区」とはの下に、「同項を除くほか」を加える。

第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和三十八年度までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年度)」を「昭和四十五年」に改める。

第九条の二第三項中「第二十六条の二第一項各号」を「第二十六条の二第二項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十五条第一項中「行」を「行なり」に改め、

第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。

第二十六条第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金を」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第二十六条の二第二項中「次に掲げる」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十七条第二項中、「同項第十一号」を「並びに同項第十一号に改め、並びに同項第十二号に規定する債務の保証の計画」を削る。

第三十五条中「及び第三十五条の七」を、「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」に改める。

第三十五条の六に次の一項を加える。

4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を採掘してはならない。

第三十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「もののうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けている者のうち」に改める。

第三十六条の十四中「第二十六条の二第一項第一号」を「第二十六条の二第二項」に改める。

第三十六条の二十二を次のように改める。

第三十六条の二十二 削除

第三十六条の二十三第一項中「第二十五条第一項第十二号の二に規定する資金」を「再建資金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年(そのおき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、再建資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六条の二十四中「第二十五条第一項第十二号の三」を「第二十五条第一項第十二号の二」に改める。

第四十条の二中「又は開発資金」を、「開発資金又は再建資金」に改める。

第四十四条の次に次の一項を加える。

第四十四条の二 交付金の交付の決定の日から第三十五条の三第一項の規定により事業団が同項第二号の債務の弁済を行なう日までの間において同号に規定する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

第四十三条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条第二項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前条第一項の規定により裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六条中「又は第四十四条第一項」を、「第四十四条第一項又は第四十四条の二第二項」に改める。

第四十七条第一項中「又は第四十四条第一項」を「第四十四条第一項又は第四十四条の二第二項」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十九条中「又は第四十四条第一項」を、「第

四十四条第一項又は第四十四条の二第一項に改める。

第五十条中「売渡」を「売却」に、「申込」を「申込み」に改め、同条に後段として次のように加える。

第四十四条の二第二項の裁定があつた場合において、交付金の交付の決定が取り消されたときも、同様とする。

第五十一条第一項中「又は第四十四条第一項」を「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第八十三条中「若しくは第四十四条第一項」を「第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項」に改める。

第八十四条第一号中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

附則第二條の二を次のように改める。

第二條の二 事業団の業務のうち、採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租掘権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け、開発資金の貸付け、近代化機械の貸付け、石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び再建資金の貸付けに係るものは、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十二第一項の規定により行なつた石炭の運賃の延納に係る債務の保証については、なお従前の例による。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十三第一項の規定により行なつた同項に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

による。

〔鈴木壽君登壇、拍手〕

○鈴木壽君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、石炭合理化基本計画の目標年度を昭和四十二年から四十五年に改めるとともに、石炭合理化事業団が行なう経営改善資金借入れにかかる債務保証を、中小炭鉱のほか再建会社にも適用し、再建資金は事業団から無利子貸し付けとし、その他鉱区消滅区域における石炭の採掘制限、鉱害賠償に関する裁定制度の拡充等をおもな内容としております。

委員会におきましては、合理化計画の構想、五千万トンの需要確保、産炭地域振興等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長 長山本伊三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年六月十五日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項及び第三項を削る。
第十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。
第十八条第二項中「同項第二号の二の業務及びこれに附帯する業務」を「同項第三号及び第四号の業務並びにこれらに附帯する業務」に改める。

第十八条中第六項を削り、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第四号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七條第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三條及び第三十九條の規定の適用については、同法第十九條の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

5 雇用促進事業団法第二十條及び第三十七條第一項(同法第十九條の二第一項並びに第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第一項に規定する業務について準用する。
第十八條の次に次の二條を加える。
(譲渡等の禁止)

第十九條 就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、次条に規定する給付金以外の給付金に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さへるときは、この限りでない。
(公課の禁止)

第二十條 租税その他の公課は、就職促進手当、第十八条第一項第一号の手当、同項第二号の移転に要する費用又は自営支度金を標準として、課することができない。
附則第三項中「就職促進手当に關しては、なお従前の例による。」を「就職促進手当並びに当該期間が経過する前に開始された駐留軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する雇用促進事業団の業務(当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。)に關しては、なおその効力を有するものとする。」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕

○山本伊三郎君 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本案は、駐留軍関係離職者の援護対策として、離職後、自営業を開始する者に対し、自営支度金を支給すること、また開業資金の借入れ債務を保証する業務を、新たに雇用促進事業団に行なわせる

ものであります。

委員会においては熱心な審査が行なわれましたが、その内容は会議録により御承知願います。

昨十三日、質疑を終り、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、離職者援護について今後における拡充を要する附帯決議を、これまた、全会一致で付することに決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、昭和四十二年

度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の改定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

日程第七、離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律

第一条 地方公務員共済組合の組合員であつた者(第五項各号に掲げる年金を受ける者を除く。)

に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号。以下「新法」という。)

の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三号。以下「施行法」という。)

の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)

で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月

分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の給料年額又は仮定退職年金条の給料年額若

しくは仮定共済法の給料年額をそれぞれ新法第四十四条第二項若しくは施行法第二項第一

第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二項第一項第三十二号に

規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条の給料年額若しくは恩給法の給料年

額若しくは共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法(昭和四十一年十月一日前に退職した

者については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十

三号)による改正前の施行法)の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の給料年額 昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給料に関する

条例(新法第四十二條第一項に規定する国の職員にあつては、給料に関する法令。以下

この条において「旧給料条」という。)

がその退職(死亡を含む。以下この条において同じ。)

の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給料条の規定により受けるべきであつた給料に基づき、新法第四十四條第二

項の計算の基礎となるべき給料を求め、その給料の額を基礎として同項及び施行法第二條

第二項の規定により算定した給料年額に一・三三を乗じて得た額をいう。

二 仮定退職年金条の給料年額 旧給料条がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給料条の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、施行

法第二條第一項第二十八号に規定する退職当分の給料年額又は恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する退職当時の俸給年額の

算定の例により算定した給料年額を求め、その年額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮

定給料年額を求めた場合におけるその仮定給料年額をいう。

三 仮定共済法の給料年額 旧給料条がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給料条の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、旧市町村共

済法(施行法第二條第一項第三十三号に規定する旧市町村共済法をいう。)

第十七條第一項又はこれに相当する共済法(施行法第二條第一項第三十三号に規定する共済法をいう。)

の規定に規定する給付額の算定の基礎となるべき給料に相当する額を求め、その額に対応する

別表第二の下欄に掲げる仮定給料を求めた場合におけるその仮定給料の額の十二倍に相当

する金額をいう。

六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十

五歳未満の妻、子若しくは孫に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で前項の規定の適用を受けるものの額のうち、施行法第十

一條第一項第一号から第四号までの期間として年金額の計算の基礎となるものに係る額は、前

項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条の給料年額に、その年額を恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号。以下「昭和

四十二年法律第 号」という。)

附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲

げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」と、「仮

定共済法の給料年額」とあるのは「仮定共済法の給料年額に、その額を十二で除して得た額を別

表第三に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲

げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額

を加えて得た額」として、同項の規定により算定した額とする。この場合において、これらの

年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を

適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき(遺族年金

を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)

は、その日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

4 前三項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

5 第一項から前項まで(第一項第三号の仮定共済法の給料年額に係る部分を除く。)

の規定は、次に掲げる年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)

で昭和四十二年

九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的統替等は、政令で定める。

一 地方公共団体の長(新法第百条に規定する地方公共団体の長をいう。)であつた者に係る新法第百二条から第百四条まで、第百六条又は第百七条の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

二 警察職員(新法附則第十九条に規定する警察職員をいう。施行法第百三十二条の規定により警察職員であつたものとみなされる者を含む。)であつた者に係る新法附則第二十条から第二十二条まで、第二十四条又は第二十五条の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

三 消防組合員(施行法第二条第一項第十一号に規定する消防組合員をいう。)であつた者に係る施行法第百八条の規定により変更して適用することとされた新法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金

6 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十三号附則第十条第一項の規定は、昭和四十年十月一日以後に新法の退職をした地方公務員共済組合の組合員に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の前各項の規定による改定年金額について準用する。

7 この条に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による年金額の改定に關して必要な事項は、政令で定める。

第二条 前条の規定により年金額を改定する場合において、同条の規定により算出して得た年金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつて同条の規定による改定年金額とする。

第三条 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用(次項に規定する費用を除く。)の

うち、施行法第十一号第一項第五号、第六十八号第一項第二号、第九十号第一項第二号又は第百一十一号第一項第二号の期間(以下この項において「施行日以後の組合員期間」という。)以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国、地方公共団体又は地方公務員共済組合が負担し、施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第百三十三条第二項第二号及び第四項、第百四十一条(第三項を除く。)並びに第百四十二条第一項、第二項及び第六項の規定の例による。

2 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国又は地方公共団体が負担する。

(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に係る年金の支給等)

第四条 施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員(施行法第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。)が昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第 号第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十四条の九及び施行法の規定を適用するとしたらば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十二年十月分からは、遺族年金を支給し、又は当該退職年金若しくは遺族年金若しくは遺族年金の額を改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十

四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

8 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付年金(施行法第二条第一項第十二号に規定する退職給付年金をいう。これに相当する給付を含む。)の支給を受け、又は施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、新法若しくは施行法の規定による退職一時金、新法一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者新法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)又はその遺族である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給付年金又はこれらの一時的金の額(新法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

(琉球諸島民政府職員期間のある者に係る年金の支給等)

第五条 前条の規定は、更新組合員等が昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第 号第三條の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律(昭和四十八年法律第百五十六号)第十条の二及び施行法の規定を適用するとしたらば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定、附則第三条中施行法第二条第一項第二十九号、第七條第一項第三号、第十條第一号、第二十五号、第三十四号、第五十五号第一項及び第六十四条〇〇の改正規定並びに施行法第百三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第四条、第五条、第八條、第九條及び第十一條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百六十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 退職年金を受ける者が当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に關連する傷病により恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の不具廃疾の状態にあるときは、その者が五十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行なわれない。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「算定した給料年額」の下に「(政令で定める退職年金条例に係るものにあつては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。)」を加える。

第三条の三第一項第五号中「以下この号において「法律第八十二号」という。」を削り、「法律第八十二号による」を「恩給法等の一部を改正

する法律（昭和四十二年法律第 号）による」に改める。

第三条の四第三項中「前二項を」「前三項に、及び四十年改定法」を、「四十年改定法及び四十二年改定法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和四十二年度における旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号。以下この条にお

いて四十二年改定法」といふ。第三条第一項及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち昭和三十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに

ついで、四十二年改定法第五条第一項（第一号及び第二号を除く。）及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち同年四月一日以後に給付事由が生じ

たものについて準用する。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第七条第一項第三号及び第十条第一号中「第六十四条第一項」を「第六十四条」に改める。

第二十五条中「場合」の下に「及び増加退廃料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一条第一項又は第二項の申出をした場合」を加える。

第三十四条中「場合」の下に「及び増加退還料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第五十一条第一項又は第二項の申出のあつたものが当該増加退還料等に

係る公務傷病により死亡した場合を加える。
第四十一条中「七万七千六百四十四円」を「九万四千九十四円」に改める。
第五十五条第一項中「第一項まで」の下に「、

第二十五条」を加え、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第五十七条第七項及び第八項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改

め、同条第九項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に改める。

第六十四条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「同項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同項第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、更新組合員（第一項に規定する更新組合員を除く。）の施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間（地方公共団体に使用され、地方公共団体から給与を受

ける者であつた期間に限る。で政令で定めるものについて準用する。

第九十五条第二項及び第三項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改

第百三十六條の次に次の一條を加える。
 (追加費用に關する自治大臣の權限)
 第百三十六條の二 新法第百三十條第一項及び

第四項の規定による場合のほか、自治大臣は、第三条の五並びに前条第一項及び第二項の規定による費用の適正な復旧を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合

会に對して、給付に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして実地について給付に関する帳簿書類の検査をさせることができる。

- 2 自治大臣は、前項の規定による検査の実施については、都道府県知事をして行なわせることができる。
- 3 自治大臣は、公立学校共済組合又は警察共

済組合について第一項の規定による検査をさせるとき（前項の規定により都道府県知事をして行なわねるときを含む。）は、あらかじめ、文部大臣又は内閣總理大臣その旨を通知す

るものとする。

第百四十三条の二の二第三項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「選料」の下に「（法律第百五十五号附則第三十一条（同法附則第十四条第三号の規定を準用する部分に限る。）の規

ものを除く。」を加え、同項第三号中「普通風結」の下に「(法律

附則第二十三條第六項及び附則第三十一條において準用する場合を含む。の規定によりその年額が計算されたもの（次項において「減算普通恩給」という。）を除く。）を加え、同項の次に次の一項を加える。

戦年金には、第五十七条第四項（第五十八条において準用する場合を含む。）又は四の施行法第十四条（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により減算若し恩給の額に相当する額をもつてその額と

された退職年金及びこれに基づく減額退職年金を含まないものとする。

二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

（共済会が支給する退職年金の停止に關する經
商省令）

第四條 附則第二條の規定による改正後の新法第百六十四條第二項の規定は、この法律の公布の日前に給付事由が生じた退職年金についても、同日以後の月分以後適用する。

（退職年金条例の給料年額等の算定〇に關する経過措置）

第五条 附則第三条の規定による改正後の施行法

(以下改正後の施行法という。)第二条第一項第二十九号から第三十一号までの規定は、この法律の公布の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付

については、なお従前の例による。

改正後の施行法第百四十三条の二の規定は、この法律の公布の日以後の退職について適用し、同日前の退職については、なお従前の例による。

（多額所得による恩給組合条例の退職料又は新法の退職年金の停止に関する経過措置）

六条 施行法第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定

による退隠料の支給につき適用される改正後の
 施行法第三条の三第一項第五号の規定により改

正されたものとされた恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用す

る。この場合において、退隱料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は附則第三条の規定による改正前の施行法第三条の三第一項第五号の規定の例により支給することができる額を

昭和三十二年法律第 号による改正後の
恩給法第五十八条ノ四第一項の規定を適用する
場合における改正後の施行法第十七条第三項

(同法第五十五条第一項、第七十三條第二項、第八十六條、第一百十六條第三項及び第二百二十一條において準用する場合を含む。)、第五十七條第七項及び第八項(同法第五十八條において準

用する場合を含む。）並びに第九十五条第二項及び第三項（同法第百六条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同

年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することのできる額を下ることはない。

第七條 改正後の施行法第四十一條（同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、第五十七條第九項（同法第五十八條において準用

する場合を含む。）及び別表第二の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

（増加退職料等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置）

第八條 この法律の公布の日前に退職し、若しくは

昭和四十二年七月十四日 参議院会議録第二十五号(その一)

は死亡した更新組合員等（更新組合員等であつた者を含む。次条第七項を除き、以下同じ。）又はその遺族が、改正後の施行法第二十五条又は第三十四条（これらの規定を同法第五十五条第一頁に於いて準用する場合を含む。）次条第三項

合を含む。の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十九条（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）に定める額が、政令で定める金額より少ないときは、当該金額とする。

4 第四條第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

第九條 この法律の公布の際、現に増加退隠料等
 (施行法第二條第一項第十五号に規定する増加退隠料等を含む。以下同じ)を受ける権利を有する者、
 更祈組合員等である者は、
 布の日前に退職した者にあつては、この法律の公布の日以前に、当該増加退隠料等を受けない旨を当該権利の裁定を行なつた
 (この項において同じ)。

た者に対して申し出ることができる。この場合には、当該増加返還料等を受ける権利は、その退給の日この法律の公布の日の前日において消滅したものとみなす。

- 2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の規定による申出は、その遺族がすることができる。
- 3 前二項の規定による申出は、改正後の施行法第二十五条及び第三十四条の規定の適用については、施行法第五十一条第一項又は第二項の申出とみなす。

一 衆第二項の申出のあつたものに該当するものとみなす。

4 この法律の公布の日前に死亡した更新組合員等の遺族でその死亡により増加退職料等に係る退職年金条例の遺族年金（扶助料を含む。）を受けているものは、同日から六十日を經過する日以前に、当該退職年金条例の遺族年金を受けたい旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なつた者に対して申し出ることが出来る。この場合には、当該年金を受ける権利は、この法律の公布の日の前日において消滅したものとみなす。

5 公務傷病により死亡した更新組員等につき前項の規定による申出があつた場合には、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その者の遺族に、新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者の遺族年金を新法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

6⁷ 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組

合員等につき第四項の規定による申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしなければ新法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、新法第九十三条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

なる場合について準用する。

施行法第五條第八項及び第百三十五條の規定
は、第二項、第三項又は第四項〇の規定による
申出があつた場合について準用する。

第一項、第二項又は第四項〇の規定による申
出又は第五項

出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十七年十二月一日以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加退隠料(増加恩給を含む。)の支給を受けていたときは、当該増加退隠料の額の総額に相当する額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

110. 前条及びこの条に規定するもののほか、増加退隠料等を受けを權利を有していた更新組合員等に係る長期給付に關する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法による年金の年額改定に伴う費用の負担)

第十條 施行法第三條の二において準用する昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四條及び第五條の規定による年金額の改定により増加する費用（公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金に係るものを除く。）のうち、国家公務員共済

組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第十一條第一項第四号(同法第四十二條において準用する場合を含む。)の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、施行法第三條の五の規定にかかわらず、新法第二百三十三條第二項第二号及び第四項、第四百四十一條(第三項を除く。)並びに第四百四十二條第一項、第二項及び第六項の規定の例による。

(退職一時金に關する特例)

第十一條 更新組合員(施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう。)又は団体共済更新組合員(施行法第四百三十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。)で昭和四十一年十月三十一日までに退職するとしたるは、施行法第二十四條若しくは第六十三條第七項又は同法第四百三十三條の七の規定の適用を受けることとなるもの(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)のうち、昭和四十四年十月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項(同法第二百二條において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定を適用する場合(施行法第二百四十四條又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四号)附則第二十三條の規定の適用のある場合を除く。)において、その者が退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合(新法第三條第一項に規定する組合をいう。)以下この条において同じ。)又は団体共済組合(新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。)以下この条において同じ。)に申し出たときは、新法第八十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同法第三項(新法第二百二條において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四

十一年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職したときは、その者に対しては同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「この法律の公布の日」とする。

8 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合には、新法の規定による退職年金又は庶務年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第十一條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第六十四條第三項において準用する同条第一項の規定により組合員期間に算入されることとなつた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、この法律の公布の日から二年以内に厚生保険特別会計から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十二條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「第四百三十三條の二十一第一項」の下に、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十一條」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第十三條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第二項中「厚生年金保険の被保険者である」を削る。

別表第一

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額

仮 定 給 料 年 間

八六、〇〇〇	一三三、五〇〇
八八、三〇〇	一二六、六〇〇
九〇、四〇〇	一二九、四〇〇
九三、三〇〇	一三三、二〇〇
九五、一〇〇	一二五、五〇〇
九八、四〇〇	一二九、九〇〇
一〇三、二〇〇	一三六、二〇〇
一〇八、二〇〇	一四二、八〇〇
一一三、一〇〇	一四九、三〇〇
一二八、二〇〇	一五六、〇〇〇
一三三、一〇〇	一六二、五〇〇
一三八、一〇〇	一六九、一〇〇
一三一、三〇〇	一七三、四〇〇
一三四、五〇〇	一七七、五〇〇
一三八、二〇〇	一八二、四〇〇
一四三、四〇〇	一八九、三〇〇
一四七、八〇〇	一九五、一〇〇
一五二、一〇〇	二〇〇、八〇〇
一五七、二〇〇	二〇七、五〇〇
一六二、三〇〇	二一四、三〇〇
一六七、九〇〇	二二一、七〇〇
一七三、六〇〇	二二九、一〇〇
一八〇、七〇〇	二三八、五〇〇
一八五、〇〇〇	二四四、二〇〇
一九〇、八〇〇	二五一、九〇〇

一九六、四〇〇
二〇七、七〇〇
二二〇、六〇〇
二二九、一〇〇
二三〇、五〇〇
二四三、一〇〇
二四九、五〇〇
二五五、六〇〇
二六四、四〇〇
二六九、五〇〇
二八四、五〇〇
二九一、九〇〇
二九九、六〇〇
三一四、六〇〇
三二九、七〇〇
三三三、六〇〇
三四六、〇〇〇
三六三、七〇〇
三八一、二〇〇
三九二、〇〇〇
四〇二、六〇〇
四二二、九〇〇
四四三、三〇〇
四四九、六〇〇
四六六、六〇〇
四八八、〇〇〇
五〇九、四〇〇
五三〇、七〇〇

二五九、三〇〇
二七四、一〇〇
二七八、〇〇〇
二八九、二〇〇
三〇四、三〇〇
三二〇、九〇〇
三二九、三〇〇
三三七、四〇〇
三四九、〇〇〇
三五五、七〇〇
三七五、五〇〇
三八五、三〇〇
三九五、五〇〇
四一五、三〇〇
四三五、二〇〇
四四〇、三〇〇
四五六、七〇〇
四八〇、〇〇〇
五〇三、一〇〇
五一七、四〇〇
五三一、四〇〇
五五九、六〇〇
五八七、八〇〇
五九三、五〇〇
六一五、九〇〇
六四四、二〇〇
六七二、四〇〇
七〇〇、五〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八六、〇〇〇円に満たないときは、その年額に百分の百三十二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

五四四、一〇〇
五五八、四〇〇
五八六、〇〇〇
六一三、八〇〇
六二七、八〇〇
六四一、四〇〇
六六九、〇〇〇
六八一、七〇〇
六九六、七〇〇
七二四、三〇〇
七五四、四〇〇
七六九、九〇〇
七八四、六〇〇
八〇〇、〇〇〇
八一四、八〇〇
八四四、九〇〇
八七五、〇〇〇
八八九、八〇〇
九〇五、二〇〇

七一八、二〇〇
七三七、一〇〇
七七三、五〇〇
八一〇、三〇〇
八二八、七〇〇
八四六、七〇〇
八八三、一〇〇
八九九、八〇〇
九一九、六〇〇
九五六、一〇〇
九九五、八〇〇
一〇一六、三〇〇
一〇三五、七〇〇
一〇五六、〇〇〇
一〇七五、六〇〇
一一一五、三〇〇
一一五五、〇〇〇
一二七四、六〇〇
一、一九四、八〇〇

別表第二

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料	仮 定 給 料
七、一六七	九、四六〇
七、三五八	九、七二〇
七、五三三	九、九五〇
七、七七五	一〇、二七〇
七、九二五	一〇、四六〇
八、二〇〇	一〇、八三〇
八、六〇〇	一一、三五〇
九、〇一七	一一、九〇〇
九、四二五	一二、四四〇
九、八五〇	一三、〇〇〇
一〇、二五八	一三、五四〇
一〇、六七五	一四、〇九〇
一〇、九四二	一四、四五〇
一一、二〇八	一四、七九〇
一一、五一七	一五、二〇〇
一一、九五〇	一五、七八〇
一二、三二七	一六、二六〇
一二、六七五	一六、七三〇
一三、一〇〇	一七、二九〇
一三、五二五	一七、八六〇
一三、九九二	一八、四八〇
一四、四六七	一九、〇九〇
一五、〇五八	一九、八八〇
一五、四一七	二〇、三五〇
一五、九〇〇	二〇、九九〇

一六、三六七	二一、六一〇
一七、三〇八	二二、八四〇
一七、五五〇	二三、一七〇
一八、二五八	二四、一〇〇
一九、二〇八	二五、三六〇
二〇、二五八	二六、七四〇
二〇、七九二	二七、四四〇
二一、三〇〇	二八、一二〇
二一、〇三三	二九、〇八〇
二二、四五八	二九、六四〇
二三、七〇八	三一、二九〇
二四、三二五	三二、一一〇
二四、九六七	三二、九六〇
二六、二一七	三四、六一〇
二七、四七五	三六、二七〇
二七、八〇〇	三六、六九〇
二八、八三三	三八、〇六〇
三〇、三〇八	四〇、〇〇〇
三一、七六七	四一、九三〇
三二、六六七	四三、一二〇
三三、五五〇	四四、二八〇
三五、三二五	四六、六三〇
三七、一〇八	四八、九八〇
三七、四六七	四九、四六〇
三八、八八三	五一、三三〇
四〇、六六七	五三、六八〇
四二、四五〇	五六、〇三〇
四四、二二五	五八、三八〇

別表第三

仮 定 給 料	第 一 欄	第 二 欄
九、四六〇円	八六〇円	一、五九〇円
九、七二〇	八八〇	一、六三〇
九、九五〇	九〇〇	一、六七〇
一〇、二七〇	九三〇	一、七三〇
一〇、四六〇	九五〇	一、七六〇
一〇、八三〇	九八〇	一、八三〇
一一、一三五〇	一、〇三〇	一、九一〇
一一、九〇〇	一、〇八〇	二、〇〇〇
一二、四四〇	一、一三〇	二、〇九〇
一三、〇〇〇	一、一八〇	二、一八〇
一三、五四〇	一、二三〇	二、二八〇
一四、〇九〇	一、二八〇	二、三七〇
一四、四五〇	一、三三〇	二、四三〇
一四、七九〇	一、三三〇	二、四九〇
一五、二〇〇	一、三八〇	二、五六〇
一五、七八〇	一、四三〇	二、六五〇
一六、二六〇	一、四八〇	二、七四〇
一六、七三〇	一、五二〇	二、八一〇
一七、二九〇	一、五七〇	二、九一〇
一七、八六〇	一、六三〇	三、〇〇〇
一八、四八〇	一、六八〇	三、一〇〇
一九、〇九〇	一、七四〇	三、二二〇
一九、八八〇	一、八一〇	三、三三〇
二〇、三五〇	一、八五〇	三、四三〇
二〇、九九〇	一、九一〇	三、五三〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料の額に対応する假定給料の額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額が七、一六七円に満たないときは、その給料の額に一・三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の假定給料とする。

四五、三四二	五九、八五〇
四六、五三三	六一、四三〇
四八、八三三	六四、四六〇
五一、一五〇	六七、五三〇
五二、三一七	六九、〇六〇
五三、四五〇	七〇、五六〇
五五、七五〇	七三、五九〇
五六、八〇八	七四、九八〇
五八、〇五八	七六、六三〇
六〇、三五八	七九、六八〇
六二、八六七	八二、九八〇
六四、一五八	八四、六九〇
六五、三八三	八六、三一〇
六六、六六七	八八、〇〇〇
六七、九〇〇	八九、六三〇
七〇、四〇八	九二、九四〇
七二、九一七	九六、二五〇
七四、一五〇	九七、八八〇
七五、四三三	九九、五七〇

二一、六一〇	一、九六〇	三、六三〇
二二、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇
二七、四四〇	二、五〇〇	四、六二〇
二八、一二〇	二、五五〇	四、七三〇
二九、〇八〇	二、六五〇	四、八九〇
二九、六四〇	二、七〇〇	四、九九〇
三一、二九〇	二、八五〇	五、二七〇
三一、二九〇	二、九三〇	五、四〇〇
三二、一一〇	二、九六〇	五、五四〇
三三、九六〇	三、一四〇	五、八二〇
三四、六一〇	三、二九〇	六、〇九〇
三六、二七〇	三、三四〇	六、一八〇
三六、六九〇	三、四六〇	六、四〇〇
三八、〇六〇	三、六四〇	六、七三〇
四〇、〇〇〇	三、八二〇	七、〇六〇
四一、九三〇	三、九三〇	七、二六〇
四三、一一〇	四、〇三〇	七、四五〇
四四、二八〇	四、二三〇	七、八四〇
四六、六三〇	四、四六〇	八、二四〇
四八、九八〇	四、四九〇	八、三二〇
四九、四六〇	四、六七〇	八、六三〇
五一、三三〇	四、八八〇	九、〇三〇
五三、六八〇	五、一〇〇	九、四三〇
五六、〇三〇	五、三二〇	九、八二〇
五八、三八〇		

五九、八五〇	五、四四〇	一〇、〇七〇
六一、四三〇	五、五八〇	一〇、三三〇
六四、四六〇	五、八六〇	一〇、八四〇
六七、五三〇	六、一三〇	一一、三五〇
六九、〇六〇	六、二八〇	一一、六二〇
七〇、五六〇	六、四一〇	一一、八七〇
七三、五九〇	六、六九〇	一二、三八〇
七四、九八〇	六、八二〇	一二、六一〇
七六、六三〇	六、九七〇	一二、八九〇
七九、六八〇	七、二四〇	一三、四〇〇
八二、九八〇	七、五五〇	一三、九六〇
八四、六九〇	七、七〇〇	一四、二四〇
八六、三一〇	七、八四〇	一四、五一〇
八八、〇〇〇	八、〇〇〇	一四、八〇〇
八九、六三〇	八、一五〇	一五、〇八〇
九二、九四〇	八、四五〇	一五、六三〇
九六、二五〇	八、七五〇	一六、一九〇
九七、八八〇	八、九〇〇	一六、四六〇
九九、五七〇	九、〇五〇	一六、七五〇

備考

別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一一〇分の一〇を乗じて得た金額(一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額(一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

離島振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十二年七月十一日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国土保全施設」を「国土保全施設等」に改める。

第九条第二項中「並びに同法第九条第一項及び第三項を」と、同法第九条第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第三条第一項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十二條並びに消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第四条第一項に改め、同条第三項中「普通交付金」を「普通交付税」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 国は、政令の定めるところにより、第五条第一項の離島振興計画に基づき次の各号に掲げる事業を行なう地方公共団体に對し、その事業に要する費用の三分の二を補助する。

一 公立の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校又は中学校に設けること。
第十一条第一項中「三十一人以内」を「三十一人」

に改め、同条第二項中「第十三号から第十五号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「前各号」を「前各項」に改める。
別表に次のように加える。

義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する経費について

学校の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
公立の小学校	教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)	地方公共団体	三分の二
公立の中学校	屋内運動場の新築又は増築 適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の盲学校	小学部及び中学部の建物の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の義務教育諸学校	構造上危険な状態にある建物の改築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)	地方公共団体	三分の二

児童福祉法第五十条第十号及び第五十一条第二号に規定する費用について

児童福祉施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
保育所	設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	地方公共団体	二分の一から三分の二まで
消防施設強化促進法第二条に規定する費用について			
消防施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
消防の用に供する機械器具及び設備	購入又は設置	市町村	三分の二

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の第九条第二項、第四項及び第五項の規定は、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

お従前の例による。

本条施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約四億円の見込みである。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の改定等に関する法律案は、地方公務員等共済組合法に基づく既規定の年金の支給の額を改定するとともに、新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者等にかかる年金の支給、また、退職一時金にかかる選択期限の延長等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提案理由の説明を聞き、さらに衆議院修正部分につき衆議院議員大石八治君から説明を聴取し、熱心に審査いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決いたしました結果、本案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同提出による附帯決議案を、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に離島振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は離島振興対策をさらに推進するため、教育施設、児童福祉施設及び消防施設の整備に要する費用について、国の負担または補助につき、特例を設けること等をおもな内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院議員倉成正君から提案理由の説明を聞き、別に発言もなく、採決いたしました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、離島振興法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、原子力基本法の一部を改正する法律案。

日程第九、動力炉・核燃料開発事業団法案。(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

原子力基本法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年七月十日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

原子力基本法の一部を改正する法律案

原子力基本法の一部を改正する法律案

原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月十四日 参議院会議録第二十五号(その一) 原子力基本法の一部を改正する法律案外一件

第七条の見出し中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第一項中「事項を行はしめる」を「事項を行なわせる」に、「核原料物質及び核燃料物質の採掘、採製、精製、管理等を行はしめるため原子燃料公社」を「原子炉のうち高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核燃料物質に関する開発等を行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第二項中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十七条中「特許出願に係る発明又は」を削り、「(大正十年法律第九十八号)第十五条及び第四十条」を「(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十三条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

動力炉・核燃料開発事業団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年七月十日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

動力炉・核燃料開発事業団法案
動力炉・核燃料開発事業団法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)
第二章 役員等(第十一条—第二十二号)
第三章 業務(第二十三号—第二十五号)
第四章 財務及び会計(第二十六号—第三十九号)

条

第五章 監督(第四十条—第四十一条)

第六章 雑則(第四十二条—第四十五号)

第七章 罰則(第四十六号—第四十八号)

附 則

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)に基づき、
○自主的
○平和の目的に
○高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発、核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核原料物質の採掘、採製及び選製を計画的かつ効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(定義)

第二条 この法律で「高速増殖炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行なわれるものであつて、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消費する量に対する比率が一をこえるものをいう。

2 この法律で「新型転換炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として熱中性子により行なわれるものであつて、前項に規定する核燃料物質の当該連鎖反応に伴い生成する量のその消費する量に対する比率が政令で定める比率をこえるものをいう。

(法人格)

第三条 動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 二億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の二億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資証券)

第六条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 事業団は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 事業団でない者は、動力炉・核燃料開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四号(法人の不法行為能力)及び第五十号(法

人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第四十三条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

(役員の任期)

第十四条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 事業団と理事長、副理事長又は理事(非常勤の理事を除く)との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長は、事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第二十条 事業団に、その業務の運営に關する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十二条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 高速増殖炉及び新型転換炉に關する開発(実用炉に係るものを除く)及びこれに必要な研究を行なうこと。

二 前号に掲げる業務に關する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究を行なうこと。

三 核燃料物質の再処理を行なうこと。

四 核燃料物質の生産及び保有を行なうこと。

五 核燃料物質の採掘、採鉱及び選鉱を行なうこと。

六 核燃料物質及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取、売渡及び貸付けを行なうこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託)

第二十四条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

2 前項第七号に掲げる業務を行なうとするときは、

一 海外の地域において前項第五号の業務を行なうとするとき。

二 前項第七号に掲げる業務を行なうとするときは、

(動力炉開発基本方針等)

第二十五条 第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業団の業務(以下この条、第三十一条及び第四十五条において「動力炉開発業務」という)は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に關する基本方針及び基本計画に従つて実施されなければならない。

2 第二十三条第一項第三号から第六号までに掲げる事業団の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核燃料開発業務に關する基本計画に従つて実施されなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第三十条 事業団は、第二十七条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(区分経理)

第三十一条 事業団は、動力炉開発業務（これに附帯する業務を含む。）及び第二十三条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定により積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定による整理は、前条の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行なうものとする。

（借入金及び動力炉・核燃料開発債券）

第三十三条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は動力炉・核燃料開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條（保証契約の禁止）の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條（外貨債務の保証）の規定に基づき政府が保証することができ

る債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十六条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十七条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十八条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

（報告の徴取及び立入検査）

第四十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十二条 事業団が解散した場合において、その債務を弁済した後の残余財産を分配するとき、は、各出資者の出資額を限度としてこれを行なうものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十三条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第四條第二項、第五條第三項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十七條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五條又は第三十七條の規定による認可

二 第三十八條ただし書、第二十九條第一項又は第三十八條の規定による承認

三 第三十六條第一号の規定による指定

四 第四十一條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条において同じ。）は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その一) 原子力基本法の一部を改正する法律案外一件

七三四

- 一 第五條第三項、第二十三條第二項第一号、第二十七條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五條又は第三十七條の規定による認可をしようにするとき。
- 二 第二十五條〇の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。
- 三 第二十九條第一項又は第三十八條の規定による承認をしようにするとき。
- 四 第三十六條第一号の規定による指定をしようにするとき。
- 五 第三十七條又は第三十九條の規定により總理府令を定めようとするとき。
- (通商産業大臣との協議)
- 第四十五條 内閣總理大臣は、次の場合には、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第三号及び第四号の場合にあつては、動力炉開発業務に係る事項に限られるものとする。
- 一 第二十三條第二項第一号の規定による認可をしようにするとき。
- 二 第二十五條〇の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。
- 三 第二十七條の規定による認可をしようにするとき。
- 四 第二十九條第一項の規定による承認をしようにするとき。
- 第七章 罰則
- (罰則)
- 第四十六條 第四十一條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
- 第四十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。
- 一 この法律により内閣總理大臣(第四十三條
- の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第八條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十六條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第四十條第二項の規定による内閣總理大臣の命令に違反したとき。
- 第四十八條 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。
- 附則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第三十一條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (事業団の設立)
- 第二条 内閣總理大臣は、第十三條第一項〇の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
- 3 内閣總理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
- 4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。
- 5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、内閣總理大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。
- 6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
- 7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。
- (原子燃料公社の解散等)
- 第三条 原子燃料公社は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。
- 2 原子燃料公社の解散の時までに政府から原子燃料公社に対して出資された金額は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。
- 3 原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公告、送付、検査又は報告については、なお従前の例による。この場合において、原子燃料公社の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起算して三月を経過した日とする。
- 4 第一項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。
- 5 第一項の規定により事業団が承継した権利の目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七條の規定の施行の際同条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九條の第三十二項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該特例の適用を受けることとなつていた期間内は、なお従前の例による。
- (経過規定)
- 第四条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。
- 2 第九條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。
- 第五条 事業団の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。
- 第六条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。
- 第七条 原子燃料公社の解散の際現にその役員であつて、引き続き事業団の役員となるものの任期は、第十四條第一項の規定にかかわらず、当該解散の時におけるその者の役員としての残任期間とする。
- 2 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)第二百二十四條の二第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員」として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の成立の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、「公庫等」と

とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

3 原子燃料公社の解散の際にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）附則第十條第二項又は第十條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き同事業団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法附則第十條第二項から第四項まで又は第十一條の規定を適用する。この場合において、同法附則第十條第二項中「公団等職員として」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員であつた期間」とする。

4 原子燃料公社の解散の際にその職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二百二十八條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き同事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

5 第二項又は第三項の規定は、事業団の設立の際、現に日本原子力研究所の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法第二百二十四條の第二項又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十一條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き同事業団の職員となつた場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）について準用する。この場合において、その準用により適用され又は準

用されることとなる国家公務員共済組合法第二百二十四條の第二項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団」と読み替へるものとする。

用されることとなる国家公務員共済組合法第二百二十四條の第二項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団」と読み替へるものとする。

（原子燃料公社法の廃止）
第八條 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）は、廃止する。

（原子燃料公社法の廃止に伴う経過規定）
第九條 前条の規定の施行前にした廃止前の原子燃料公社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法律の一部改正）
第十條 核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に、「公社」を「事業団」に改める。

第十一條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十二條 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号を次のように改める。

五 動力炉・核燃料開発事業団

第十三條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「原子燃料公社」の項を削り、糖価安定事業団の項の次に次のように加える。

第十四條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「糖価安定事業団」の項の次に次のように加える。

（動力炉・核燃料開発事業団）
動力炉・核燃料開発事業団（昭和四十二年法律第九十四号）

第十五條 印紙税法（昭和四十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「原子燃料公社」の項を削る。

第十六條 登録免許税法（昭和四十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「原子燃料公社」の項を削る。

第十七條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中、「原子燃料公社」を削る。

第七十二條の五第一項第七号中「及び日本原子力船開発事業団」を、「日本原子力船開発事業団及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第七十三條の四第一項第一号中、「原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に、「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三百四十九條の三第十二項中「原子燃料公社」が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びに「動力炉・核燃料開発事業団が設置する設備で動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第九号）第二十三條第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供するもの及び」に改める。

第十八條 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中、「原子燃料公社」を削り、「日本原子力船開発事業団」の下に、「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

核燃料開発事業団」を加える。

第二十條 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九條第八号中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第二十一條 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五條中、「日本電信電話公社及び原子燃料公社」を「及び日本電信電話公社」に改める。

第二十二條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條中、「原子燃料公社」を削る。

第二十三條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十四條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六條の二第二項第二号中、「原子燃料公社」を削る。

第四百四十五條第一項及び第六十六條第一号中、「日本電信電話公社又は原子燃料公社」を「又は日本電信電話公社」に改める。

第二十五條 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その一) 原子力基本法の一部を改正する法律案外一件 労働省設置法の一部を改正する法律案

動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第二十三号)第一項第一号から第五号まで「に改める。」

第二十八号 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十号、第七十二号第一項及び第七十八号第二項中「原子燃料公社」を削る。

第二十九号 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四号第二項中「日本原子力船開発事業団」の下に「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三十号 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九号中「日本電信電話公社若しくは原子燃料公社」を「若しくは日本電信電話公社」に改める。

第三十一号 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十号第二項中「原子燃料公社」を削る。

〔鹿島俊雄君登壇、拍手〕

○鹿島俊雄君 たいだいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、原子力基本法の一部を改正する法律案は、原子力の開発機関として、新たに動力炉・核燃料開発事業団について規定を設けるとともに、同事業団に吸収される原子燃料公社に関する規定の廃止し、あわせて若干の規定の整備を行なうとするものであります。

次に、動力炉・核燃料開発事業団法案は、わが国における核燃料の安定供給と有効利用のため、より効率的な動力炉である高速増殖炉及び新型転換炉を自主開発することとし、そのための中核機関として新たに事業団を設立し、これに伴い原子燃料公社を解散して、その業務を全面的に新しい事業団に継承せよとするものであります。

なお、事業団法案につきましては、衆議院で設立の目的及び業務の範囲等につき、若干の修正がなされております。

委員会におきましては、二法案を一括して審査し、新事業団の性格、動力炉開発の見通し及び資金確保対策、核燃料の確保、再処理、人材確保等、原子力政策全般にわたって質疑がなされましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、二法案とも全会一致をもって衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を議題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、両案に可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

労働省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔不審及び一は衆議院修正〕

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三号第二号の次に次の一号を加える。

二の二 労働者の安全及び衛生の確保

第五号第一項中「左の五局」を「次の六局」に、

「労働基準局」を「労働基準局」に改め、同条第二項中「労働防止対策部、労働補償部及び」を削る。

第八号第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項第六号の二中「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を削り、同号を同項第五号とし、同項第六号の三中「工場、鉱山その他の場所」を「労働基準監督官の権限の行使その他の労働事業等」に、「監督を行うこと」を「監督の実施に關すること」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「労働基準局」の下に「同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分に限る。」を加え、「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に關すること。」を「最低賃金法及び労働福祉事業団法の施行に關すること。」に改め、同号を同項第十号とし、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「第六号の四」を「第六号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項を同条第二項とする。

第八号の次に次の一条を加える。
(安全衛生局の事務)
第八号の二 安全衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一 産業安全の基準に關すること(鉱山における保安の基準に關するものを除く)。

二 労働衛生の基準に關すること(鉱山における通気及び災害時の救護の基準に關するものを除く)。

三 じん肺に關する労働者の健康管理の区分等の決定に關すること。

四 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關すること。

五 産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理及び監督を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、労働基準法(同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分を除く)並びにじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律(労働基準監督官の権限の行使に關する部分を除く)の施行に關すること、その他労働者の安全及び衛生の確保に關する事務(鉱山における保安並びに通気及び災害時の救護に關するものを除く)で他の所掌に属しないものに關すること。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日、昭和四十二年六月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七号第一項中「労働基準局」の下に「及び安全衛生局」を加える。

第九十九号第一項中「労働基準局」の下に「安全衛生局」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第二項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第三項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第四項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第五項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第六項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第七項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第八項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第九項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十一項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十二項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十三項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十四項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十五項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十六項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十七項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十八項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第十九項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第二十項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第二十一項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第二十二項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第九十九号第二十三項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第百条第一項中「法令」の下に「安全及び衛生に關するものを除く。」を、「任免教養」の下に「及び権限の行使」を加え、「監督年報の作成」を「監督年報の作成並びに」に改め、「この法律」の下に「安全及び衛生に關するものを除く。」を加え、同条第二項中「労働基準局長の下に」又は「安全衛生局長」を加え、同条第三項中「労働基準局長の下に」安全衛生局長を加え、同条第五項中「労働基準局長の下に」安全衛生局長を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

安全衛生局長は、労働に關する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生に關する法令の制定改廃に關する事項その他この法律（労働基準局長の所掌に屬しない事項に係る部分に限る。）の施行に關する事項をつかさどり、所屬の官吏を指揮監督する。

第百条の二第一項中「労働基準局長及び」の下に「安全衛生局長並びに」を加え、「労働基準局長が」を「労働基準局長又は安全衛生局長が」に改め、同条第二項中「労働基準局長の下に」若しくは「安全衛生局長」を加える。

（鉱山保安法の一部改正）
鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出し中「労働基準局長を」「安全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働基準局長を」「労働省安全衛生局長」に改める。

（じん肺法の一部改正）
じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「労働省労働基準局長を」「労働省安全衛生局長」に改める。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

上げます。

本法律案の改正点は、労働災害防止対策を積極的に推進するため、本省の内部部局として安全衛生局を設置し、労働基準局長の労働災害防止対策及び労働補償部を廃止すること、これらの措置に伴い、関係法律について所要の整備を行なうこと等であり、委員会における審査の詳細は、会議録に譲り、と存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第十一、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年七月四日
衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定飛行場」とは、運輸大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離着陸又は着陸のひん繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認め、政令で指定するもの及び新東京国際空港をいう。

（航行の方法の指定）

第三条 運輸大臣は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要があるときは、航空交通の安全を阻害しない限度において、当該飛行場において航空機が離陸し、又は着陸することができる経路又は時間その他当該飛行場及びその周辺における航空機の航行の方法を告示で指定することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る公共用飛行場の周辺地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 航空機は、第一項の規定による指定があつたときは、航行の安全を確保するためやむを得ないときを除き、これに従わなければならない。

（特定飛行場の設置者及び使用者の責務）
第四条 特定飛行場の設置者はこの法律の規定による措置、航空機の騒音により生ずる障害の防止に必要な施設の整備等を行なうことにより、航空機の離着陸又は着陸のため特定飛行場を使用する者は航空機の航行の方法の改善、特定飛行場の設置者が行なう措置に要する費用の負担等を行なうことにより、ともに特定飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に努めなければならない。

よる措置、航空機の騒音により生ずる障害の防止に必要な施設の整備等を行なうことにより、航空機の離着陸又は着陸のため特定飛行場を使用する者は航空機の航行の方法の改善、特定飛行場の設置者が行なう措置に要する費用の負担等を行なうことにより、ともに特定飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に努めなければならない。

（騒音防止工事の助成）
第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院
三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（共同利用施設の助成）
第六条 特定飛行場の設置者は、当該飛行場の周辺地域をその区域とする市（特別区を含む。以下同じ）町村で航空機の騒音によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、学習、集会等の用に供するための施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設で政令で定めるものの整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（資金の融通等）
第七条 国は、第五条の工事を行なう者又は前条の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案
七三七

(国の普通財産の譲渡等)

第八條 国は、第五條の工事又は第六條の措置に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。
(移転の補償等)

第九條 運輸大臣は、特定飛行場の周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。

2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、前項の指定の際現にその指定に係る区域(以下「指定区域」という。)に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を指定区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

3 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、指定区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

(損失の補償)

第十條 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により、従来適法に農業その他の政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償する。

(損失補償の申請)

第十一條 前條の規定による損失の補償(新東京国際空港に係るものを除く。)を受けようとする

者は、運輸省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを運輸大臣に送付しなければならない。

3 運輸大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十二條 前條第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、運輸省令で定める手続に従い、運輸大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日の翌日から起算して三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十三條 政府は、前條第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日の翌日から起算して三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同條第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日の翌日から起算して三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十四條 第十二條第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から

三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
(争訟の方式)

第十五條 第十一條第三項の規定による決定に不服がある者は、第十二條第一項及び前條第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(新東京国際空港に係る損失補償の手続等)

第十六條 新東京国際空港に係る第十條の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議がととのわなるとき、又は協議することができないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

第十七條 前條第一項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3 前條第一項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

4 前條第一項の裁定のうち補償金の額について不服がある者は、第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第十八條 航空機乗組員が第三條第三項の規定に

違反して、航空機を運航したときは、一万円以下の罰金に処する。

2 機長以外の航空機乗組員が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機長に対して、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

2 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本国内にある国際連合の軍隊」の下に「(以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。))」を加える。

本則に次の一条を加える。
(アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第七條 第一条第一項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第五条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行なわれるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(新東京国際空港公団法の一部改正)
新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の次に次の一条を加える。

3

(補助金等)

第三十四条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む)は、公団の補助金等及び間接補助金等に関する準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く)中「各省各庁」とあるのは「新東京国際空港公団」と、「各省各庁の長」とあるのは「新東京国際空港公団の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「新東京国際空港公団」と読み替へるものとする。

(防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部改正)

4 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 損失の補償(第九条―第十四条)」を「第三章 損失の補償(第九条―第十四条)」を「第四章 雑則(第十五条)」に改める。

第五条第一項中「使用する飛行場」の下に「(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第九号)第二条に規定する特定飛行場を除く。)」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に對する適用)

第十五条 第三条第二項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行なわれるものは、自衛隊等の航空機の離着陸及び着陸とみなし、第九条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行なわれるものは、自衛隊の航空機

の離着陸及び着陸とみなす。

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 たいま議題となりました法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共用飛行場周辺の航空機騒音による障害の増大に対処し、その軽減、防止等の措置を講じようとするものでありまして、そのおもな内容は、第一に、公共用飛行場において航空機の離着陸の経路、時間等を規制することができることとし、第二に、特定飛行場周辺において、学校、病院等の騒音防止工事を実施し、または学習、集会等のための共同利用施設を整備する者に対して補助金を交付するとともに、一定区域内の建物等の移転補償と土地の買入れを行なうものとし、第三に、特定飛行場において航空機の離着陸のひんぱんな実施により農業等の事業経営上生じた損失を補償することとしようとするものであります。

委員会におきましては、特定飛行場を指定する基準、助成または補償の対象と基準、及びラジオ、テレビの受信料の減免措置等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、岡委員より、「ラジオ、テレビの受信料の減免、個人住宅の防音工事の助成、学校等の防音工事の施行により必要となる冷房装置の設置等について検討の上善処されたい」と旨の要望を付して賛成意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十二、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。文教委員長大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

右

昭和四十二年七月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号を削る。

第十二条中「二年間」の下に「(障害補償及び遺族補償については、五年間)を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)第三条第三号又は」を削る。

第五十六条第三号中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の下に「(昭和三十三年法律第四十三号)」を加え、「第三条第三号」を削る。

第六十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三条第四号又は」を削る。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)第三条第三号又は」を削る。

第四十五条第二項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の下に「(昭和三十三年法律第四十三号)」を加え、「第三条第三号」を削る。

第五十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三条第四号又は」を削る。

(国民年金法の一部改正)

第四条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「及び国家公務員災害補償法」を「並びに国家公務員災害補償法」に改め、「場合を含む。」の下に「並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)」に基づく条例を加える。

公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和三十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

した。

松を受けている年金受取人又は年金継続受取人は、昭和四十三年一月一日から昭和四十四

年十二月三十一日までの間に 国に對して並該

年金契約を消滅させる旨の申出をすることができ。

2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 第一項の申出があつたときは、当該年金契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第二十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により年金契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際における当該年金契約に係る年金受取人（年金継続受取人が第一項の申出をした場合にあつては、当該年金継続受取人）に特別一時金を支給する。

（特別一時金の額）

第三条 特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金（定期年金の年金契約に限る。）及び特別付加金の額の合計額とする。

2 年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる年金契約の区分に従い、当該各号に掲げる額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

一 即時終身年金の年金契約又は据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているもの

の昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数（昭和四十一年に厚生省が発表した第十一回生命表によるものとし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ。）を年金額に乗じて得た額

二 据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの 年金受取人の年金支払開始年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額（当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

三 保証期間附即時終身年金（以下「保証即時年金」という。）又は保証期間附据置終身年金（以下「保証据置年金」という。）の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において保証期間が満了しているもの 昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額

四 保証即時年金の年金契約又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているものであつて、同日以前において保証期間が満了していないもの（次号に掲げる年金契約を除く。）保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額との合計額

五 保証即時年金又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金継続受取人が年金の支払を受けるに至つていないもの 保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六 保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの 保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額との合計額（当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

七 定期年金の年金契約 年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から昭和四十二年十二月三十一日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

3 随時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の年金契約で昭和四十二年四月一日以後において掛金の払込みがあつたものについての年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、同年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞれ同年四月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

4 分配金繰上支払金の額は、定期年金の年金契約における年金支払期間が満了したとすれば郵便年金法第三十一条及び郵便年金約款（昭和二十四年郵政省告示第六号）第百十三号の規定により分配すべき剰余金に相当する額とする。

5 特別付加金の額は、年金契約の年金額（第三項に規定する年金契約にあつては、昭和四十二年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額）及び年金契約の効力が発生した日の属する年（以下「契約年」という。）の区分に応じ別表に定める額とする。

（控除支払）

第四条 特別一時金を支給する場合において、当該年金契約に關し未払掛金、貸付金その他同種が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その一) 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案 土地収用法の一部を改正する法律案外一件

七四二

田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

土地収用法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

土地収用法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第三章 事業

業の認定(第十六条―第三十条)」を「第三章 事業 第二節 収

業の認定等
業の認定(第十六条―第三十条の二)
用又は使用の手續の保留(第三十一条―第三十四条

条の六)に、「第一節 土地細目の公告及び協議
第二節 収用委員会の裁決(第四十

条の六)に、「第一節 調書の作
第二節 裁決(第四十一條)を
第二節 補償金の
第四節 裁決(第

効率化に資しようとするものであります。

通信委員会におきましては、一般会計からの繰り入れが行なわれなかつた理由、年金に対するスライド制の検討等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましてところ、日本社会党を代表して、森委員より本案に反対の発言があり、討論を終え、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十四、土地収用法の一部を改正する法律案。

一部を改正する法律案。

日程第十五、土地収用法の一部を改正する法律案。

施行法案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長藤

(正規の支払)
第五条 特別一時金をこの法律及びこの法律に基づき、郵政省令に定める手續によつて支払つたときは、その支払は有効とする。

(時効)
第六条 特別一時金を受ける権利は、五年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第七条 特別一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

別表

年 金 額	契 約 年 限	契 約 年 限	契 約 年 限	契 約 年 限
二〇〇円未満	大正一五年から昭和五年まで	昭和六年から昭和一〇年まで	昭和一一年から昭和一五年まで	昭和一六年から昭和二〇年まで
二〇〇円以上 五〇〇円未満	二、六〇〇円	二、四〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円
五〇〇円以上 一、〇〇〇円未満	三、五〇〇円	三、三〇〇円	三、一〇〇円	二、九〇〇円
一、〇〇〇円以上 一、五〇〇円未満	四、四〇〇円	四、二〇〇円	四、〇〇〇円	三、八〇〇円
一、五〇〇円以上 二、〇〇〇円未満	五、三〇〇円	五、一〇〇円	四、九〇〇円	四、七〇〇円
二、〇〇〇円以上 四、〇〇〇円未満	六、二〇〇円	六、〇〇〇円	五、八〇〇円	五、六〇〇円
四、〇〇〇円以上			六、七〇〇円	六、五〇〇円
				六、三〇〇円

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君 ただいま議題となりました案件は、戦後の経済変動によつて、その存続価値を著

しく減少した昭和二十二年以前の郵便年金契約について、特別一時金を支給することによつて、その契約を消滅させ、今後の郵便年金事業の運営の

成(第三十五條—第三十八條)の開始(第三十九條—第四十六條)に、支払請求(第四十六條の二—第四十六條の四)に、四十七條—第五十條」

「第九十條」を「第九十條の四」に、「第一節 取用委員會の調停(第九十條—第九十五條)」を「第一節 割除(第九十條—第九十五條)」に、「第九十條」を「第九十條の二」に改める。

第八條の見出しを「(定義等)」に改め、同條第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第二十六條第一項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

第八條に次の二項を加える。

4 この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の質権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

5 前項の規定は、鉱業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替へるものとする。

第一章第十條の次に次の一條を加える。

(取得した土地の管理)

第十條の二 起業者は、第二十六條第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように

適正な管理を行なわなければならない。

2 起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用に供する他の用に供する工作物その他の施設の用に供するために利用し、又は利用させるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

第十五條の二第二項中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請」を「第二十六條第一項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示」に改める。

第十五條の四「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告」を「第二十六條第一項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示」に改める。

「第三章 事業の認定」を「第三章 事業の認定 第一節 事業の認定」に改める。

「第十六條中「この章を」の節」に改める。

第十八條第一項第三号を次のように改める。

三 取用又は使用の別を明らかにした起業地第十八條に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

第二十六條第一項中「及び起業地」を「起業地及び第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(起業地を表示する図面の長期縦覧)

第二十六條の二 建設大臣又は都道府県知事は、第二十條の規定によつて事業の認定をしたとき

は、直ちに、起業地が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十四條第一項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十條の二において準用する第三十條第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二十四條第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

第二十八條の次に次の二條を加える。

(補償等について周知させるための措置)

第二十八條の二 起業者は、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他建設省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(土地の保全)

第二十八條の三 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定によ

る許可をするものとする。

第二十九條中「三年以内に第三十一條の規定による土地細目の公告」を「一年以内に第三十九條第一項の規定による取用又は使用の裁決」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年以内に第四十七條の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがないときも、前項と同様とする。この場合において、既にされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第三十條第一項後段を次のように改める。

この場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

第三十條第二項中「告示する」を「告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知する」に改め、同條第三項中「告示」の下に、「通知」を加え、第三章中同條の次に次の一條を加える。

(土地等の取得の完了)

第三十條の二 前条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した場合に準用する。ただし、同條第二項及び第三項の規定による告示及び報告は、することを要しない。

「第四章 取用又は使用の手続」を削り、「第一節 土地細目の公告及び協議」を「第二節 取用又は使用の手続の保留」に改める。

第三十一條から第三十四條までを次のように改める。

(手続の保留)

第三十一條 起業者は、起業地の全部又は一部に

ついて、事業の認定後の収用又は使用の手続を保留することができる。

(手続の保留の申立書)

第三十二条 起業者は、前条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の申請と同時に、その旨及び手続を保留する起業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第十八条第二項第二号に掲げる起業地を表示する図面に手続を保留する起業地の範囲を表示しなければならない。

2 第十八条第四項の規定は、前項の規定による起業地の範囲の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十二条第一項」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「申立書及び図面」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と読み替へるものとする。

(手続の保留の告示)

第三十三条 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の際、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される起業地の範囲を告示しなければならない。

(手続開始の申立て)

第三十四条 起業者は、収用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、第二十六条第一項の規定による事

業の認定の告示があつた日から三年以内に、都道府県知事に、収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない。

第三十四条の次に次の五条並びに章名及び節名を加える。

(手続開始の申立書)

第三十四条の二 起業者は、前条の規定による申立をしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項並びに収用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する図面を添附して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 第十八条第四項の規定は、前項の規定による土地の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と、「同条」とあるのは「同項」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書」とあるのは「都道府県知事は、申立書」と読み替へるものとする。

(手続開始の告示)

第三十四条の三 都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、遅滞なく、収用又は使用の手続が開始される旨及び第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所を、都道府県知事が定める方法で告示しなければならない

い。(図面の縦覧)

第三十四条の四 都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、直ちに、当該土地が所在する市町村の長に対して、第三十四条の二第一項の図面を送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の図面を受け取つたときは、直ちに、これを第二十六条の二第二項の図面とあわせて公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の図面を受け取つた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわな

い場合に準用する。

(手続開始の告示の効果)

第三十四条の五 収用又は使用の手続を保留した土地については、第三十四条の三の規定による手続開始の告示があつた時を第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた時とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、この章(第二十八条の二及び第二十九条第一項を除く)、第九十二条第一項、第百条第二項、第百六条第一項、第百六条第一項及び第百三十条第一項の規定については、この限りでない。

(事業の認定の失効)

第三十四条の六 起業者が、収用又は使用の手続を保留した土地について、第三十四条の期間内に同条の規定による申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

第四章 収用又は使用の手続

第一節 調書の作成

第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改める。

第三十八条の次に次の節名を加える。

第二節 裁決手続の開始

第三十九条を次のように改める。

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2 土地所有者又は土地に關して権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く)は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となすべき部分を除き、分割して請求することができない。

3 前項の規定による請求の手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

第四十条及び第四十一条を削る。

「第二節 収用委員会の裁決」を削る。

第四十二条第一項第二号ロ中「並びにその土地にある物件の種類及び数量」、「又は物件」及び「物件の数量等」を削り、同号ニ中「関係人」を「土地に關して権利を有する関係人」に改め、同号ホ中「損失補償」を「土地又は土地に關する所有権以外

の権利に対する損失補償に改め、同号「中」収用又は使用の「を」権利を取得し、又は消滅させる」に改め、同項第三号中「及び物件調書又はこれらの」を「又はその」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条を第四十条とする。

2 前項第二号に掲げる事項に關して起業者が過失がなく知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

第四十三条中「第四十二條」を「第四十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条第一項中「第四十二條第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二條第一項第二号イ」を「第四十条第一項第二号イ」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「差押、仮差押又は」を削り、同条を第四十三条とし、同条の次に次の四條を加える。

(裁決の申請の特例)

第四十四条 第三十六條の規定による土地調書の作成前に第三十九條第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登録簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添附することを要しない。

2 起業者は、前項の規定により添附書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六條の規定による土地調書の作成後、すみやかに、建設省令で定めるところにより、第四十条第一

項の規定による添附書類中省略された部分を補充しなければならない。この場合においては、その補充があつたときに、同条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を収用委員会が受理したものとみなして、前二條の規定を適用する。

(裁決申請があつた旨の公告等)

第四十五条 前条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十九條第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替へるものとする。

(裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)

第四十五条の二 収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより裁決手続の開始を

決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に關する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記(以下単に「裁決手続開始の登記」という。)を嘱託しなければならない。

(裁決手続開始の登記の効果)

第四十五条の三 裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは質戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分若しくは買戻権又は当該裁決を起業者に對抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された質戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)による滞納処分(その例による滞納処分を含むものとし、以下単に「滞納処分」という。)強制執行若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売により権利を取得した者の当該権利の承継については、この限りでない。

2

裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行、譲渡又は質権の設定をすることができない。裁決手続開始の登記後においても、その登記に係る権利で、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの(質権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による

競売によつて消滅すべきものを含む。)に対する損失の補償を請求する権利につき、同様とする。

第四十六条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「前条」を「第四十三条又は第八十七条ただし書」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 補償金の支払請求

(補償金の支払請求)

第四十六条の二 土地所有者又は土地に關して權利を有する関係人(先取特權を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く)は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に關する所有權以外の權利に対する補償金(第七十六条第三項の規定によるものを除く)の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2

前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3

裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利(当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべき権利を含む)

む。については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、することができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

(残地取用等に係る補償金の支払請求)

第四十六条の三 第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による取用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその取用の請求に必要な手続をした場合に限つてすることができる。

(見積りによる補償金の支払)

第四十六条の四 起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、建設省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならない。ただし、裁決手続開始の登記がされていないときは、その登記がされた日から一週間以内に支払えば足りる。

2 第九十五条第二項(第三号を除く。)及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに第一百四十四条の規定は、前項の規定によつて支払すべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」と、第一百四四中「が取用され、又は使用された」とあるのは「について第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「その目的物の取用又は使用に因つて」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替へるものとする。

とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替へるものとする。

3 起業者は、前項において準用する第一百四十四条の規定により権利を行なうことができる者に対して、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節 裁決

第四十七条中「起業者の」を「取用又は使用の裁決の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(取用又は使用の裁決)

第四十七条の二 取用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、取用又は使用の裁決をしなければならない。

2 取用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

(明渡裁決の申立て等)

第四十七条の三 起業者は、明渡裁決の申立てをしうとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を取用委員会に提出しなければならない。

一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
イ 土地の所在、地番及び地目
ロ 土地にある物件の種類及び数量(物件が分割されることとなる場合においては、その全部の物件の数量を含む。)

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
ニ 第四十条第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳
ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
二 第三十六条の規定による物件調査又はその写真

2 第四十条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4 第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。

5 第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添付書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「取用委員会」と読み替へるものとする。

6 第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

(書類の送付及び縦覧)
第四十七条の四 取用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付するとともに、その書類に記載されている土地所有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

2 第四十二条第二項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前項の規定により市町村長が送付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替へるものとする。

第四十八条の見出しを「(権利取得裁決)」に改め、同条第一項を次のように改める。
権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 取用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 土地又は土地に關する所有権以外の権利に對する損失の補償

三 権利取得の時期、又は消滅させる時期(以下「権利取得の時期」という。)

四 その他この法律に規定する事項

第四十八條第二項中「第四十二條第一項」を「第四十條第二項」に改め、同條第三項中「第四十二條第一項」を「第四十條第一項」に、「第四十五條若しくは第六十三條第二項」を「第四十三條、第六十三條第二項若しくは第八十七條ただし書」に改める。

第四十九條を次のように改める。

(明渡裁決)

第四十九條 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 前條第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償

二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(以下「明渡しの期限」という。)

三 その他この法律に規定する事項

2 前條第三項から第五項までの規定は、前條第一号に掲げる事項について準用する。

第五十條第二項及び第三項中「第四十八條第一項各号」の下に「又は前條第一項各号」を加え、同條第五項中「第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第五十二條第五項中「前項」を「第三項」に改める。

第六十三條第一項及び第三項中「第四十二條第一項」を「第四十條第一項」に、「第四十五條第一項」を「第四十三條第一項」に改める。

第六十六條の見出し及び同條第一項中「及び決定を削り、同條第二項中「及び決定」及び「決定書」を削り、同條第三項中「及び決定書」を削る。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 削除

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

(土地等に対する補償金の額)

第七十一條 収用する土地又はその土地に關する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時に於ける相當な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

第七十二條 前條の規定は、使用する土地又はその土地に關する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同條中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替へるものとする。

(その他の補償額算定の時期)

第七十三條 この節に別段の定めがある場合を除くの外、損失の補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定しなければならない。

第七十四條に次の一項を加える。

2 前項の規定による残地又は残地に關する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一條及び第七十二條の例による。

第七十六條に次の一項を加える。

3 第一項の規定によつて収用の請求がされた土地に關する所有権以外の権利に対しては、第七十一條の規定にかかわらず、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した権利取得裁決の時に於ける相當な価格をもつて補償しなければならない。

第八十條の次に次の一條を加える。

(原状回復の困難な使用の補償)

第八十條の二 土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をも補償しなければならない。

2 前項の規定による土地又は土地に關する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一條の例による。

第八十一條第三項を次のように改める。

3 前項の規定による請求があつた権利については、起業者がその権利の使用の裁決の申請をしたものとみなして、第一項の規定に基づく請求に係る裁決とあわせて裁決するものとする。

第八十二條第一項中「買主及び抵当権を有する者」を「先取特権を有する者、買主者、抵当権者及び第八十四條第四項の規定により関係人に含まれる者」に改め、同條第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十三條第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十四條第二項及び第八十五條第二項中「認めるときは、」の下に「明渡裁決において」を加える。

第八十六條第一項中「第七十二條から第七十四條まで」を「第七十一條、第七十二條、第七十四條、第八十條の二」に改め、同條第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決又は明渡裁決において」を加える。

第八十七條中「第七十六條」を「第七十六條第一項及び第二項、第七十七條」に、「第四十五條第一項」を「第四十三條第一項(第四十七條の四第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同條に次のただし書を加える。

ただし、第七十六條第一項及び第八十一條第一項の規定による請求は、第四十三條の縦覧期間前においても、その請求に係る意見書を収用委員会に提出することによつてすることができ。

第八十八條中「第七十二條から第七十五條まで」を「第七十一條、第七十二條、第七十四條、第七十五條」に、「及び第八十條」を「第八十條及び第八十條の二」に改める。

第八十九條第二項中「第三十三條の規定による土地細目の公告」を「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同條第三項中「第三十四條第一項」を「第二十八條の三第一項」に改める。

第六章第一節中第九十條の次に次の三條を加える。

(補償請求者に関する特例)

第九十條の二 第四十六條の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に關する所有権以外の権利については、第七十一條中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六條の四第一項の規定による支払期限」とする。

(差額及び加算金の裁決)

第九十條の三 第四十六條の二第二項の規定による補償金の支払の請求があつた場合において、収用委員会は、権利取得裁決において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならない。

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その一) 土地収用法の一部を改正する法律案外一件

一 起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払った額を、その支払時期に応じて第七十一条に規定する政令で定める方法の例により算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えられた第七十一条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額との過不足があるときは、起業者が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三 支払を遅滞した補償金に対する加算金
前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間(裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間)につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

一 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間 百円につき一日五銭
二 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満一割以上である期間 百円につき一日三銭
三 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満である期間 百円につき一日一銭七厘

(過怠金の裁決)
第九十条の四 起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以

外の権利を有する関係人に対し、それらの者が受けるべき補償金百円につき一日五銭の割合により裁決の申請を怠つた期間について算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならぬ。

第九十二条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告を」第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示に改め、「第二十九条の下に」若しくは第三十四条の六を加える。

第九十四条第六項中「及び第六十七条を削り、第四十八条第一項各号の下に」又は前条第一項各号を加え、「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「第六十六条第一項及び第二項中裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同条第二項及び第三項中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」とを削る。

第九十五条の見出し中「補償」を「権利取得裁決に係る補償」に改め、同条第一項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「補償金」の下に「加算金及び過怠金(以下「補償金等」という。)」を加え、「第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行」を削り、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第三項中「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第四項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、

「補償金」を「補償金等」に改め、同項に後段として次のように加える。

裁決手続開始の登記前に仮登記又は買戻しの特約の登記がされた権利に係る補償金等についても、同様とする。

第九十五条第五項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に改め、同条第六項中「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「又は第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」を削る。

第九十八条及び第九十九条を削り、第九十七条第三項中「補償金」を「補償金等」に改め、同条を第九十九条とし、第九十六条中「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第九十七条及び第九十九条」を「第九十九条」に、「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期又は明渡しの際限」に改め、同条を第九十八条とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

(差押え又は仮差押えがある場合の措置)

第九十六条 裁決手続開始の登記前にされた差押えに係る権利(先取特権、質権、抵当権その他当該差押えによる換価手続において消滅すべき権利を含むものとし、以下この条において、単に「差押えに係る権利」という。)について権利取得裁決又は明渡裁決があつたとき(明渡裁決にあつては、第七十八条又は第七十九条の規定による請求があつた場合に限る。)は、起業者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に対する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。

ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後は又は競売法による競売による競落代金の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代金又は滞納処分による売却代金(使用の裁決に係るときは、それらの一部)とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に關しては、競落期日とみなす。

3 強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代金の支払前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、競落許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 起業者は、収用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるときは、第一項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

5 第一項及び前項の規定は、裁決手続開始の登記前にされた仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。

6 起業者が第一項又は前項に規定する権利に対する補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に關しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、起業者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

す。

7 第一項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行又は競売法による競売に関しては、最高裁判所規則で民事訴訟法及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法の特例その他必要な事項を定めることができる。

(明渡裁判に係る補償の払渡し又は供託等)

第九十七条 起業者は、明渡裁判で定められた明渡しの期限までに、明渡裁判に係る補償金の払渡し、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行又は第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成をしなければならない。

2 第九十五条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第四項中「第四十八条第五項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十八条第五項」と、「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第六項中「権利取得裁判に係る第八十三条第二項の規定に基づく耕地の造成」とあるのは「明渡裁判に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替へるものとする。

第九十八条中「取用又は使用の時期」を「権利取得裁判において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁判に係る補償金」を「権利取得裁判に係る補償金等」に改め、「第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提

供」を削り、「第四十八条第一項の規定による取用委員会の裁判は、その効力を失う」を「権利取得裁判は、その効力を失い、裁判手続開始の決定は、取り消されたものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2 起業者が、明渡裁判において定められた明渡しの期限までに、明渡裁判に係る補償金の払渡し若しくは供託、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供、第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成の提供又は第八十四条第三項において準用する第八十三条第四項の規定に基づく金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、明渡裁判は、その効力を失う。この場合において、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年を経過していないときは、その期間経過前に限り、なお明渡裁判の申立てをすることができるとし、その期間を経過しているときは、裁判手続開始の決定及び権利取得裁判は、取り消されたものとみなす。

第九十一条第一項中「又は物件」を削り、「起業者は、取用の時期において」を「権利取得裁判において定められた権利取得の時期において、起業者は」に、「その他の権利は、消滅する」を「その他の権利並びに当該土地又は当該土地に關する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に關する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う」に改め、「第七十六条第二項の下に、又は第八十一条第二項」を加え、同条第二項中「使用の時期において」を「権利取得裁判において定められた権利取得の時期において、

裁判で定められたところにより」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の規定は、第七十八条又は第七十九条の規定によつて物件を取用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得裁判において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁判において定められた明渡しの期限」と読み替へるものとする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

(占有の継続)

第九十一条の二 前条第一項の規定により起業者が土地の所有権を取得した際、同項の規定により失つた権利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁判において定められる明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第九十二条を次のように改める。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転)

第九十二条 明渡裁判があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁判において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第九十二条の二 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物

件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二 起業者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法昭和二十三年法律第四十三号の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁判に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁判に係る補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁判に係る補償金を支払つたものとみなす。

る。

(政令への委任)

第四百四十条の二 この法律に特に定めるものの外、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第四百四十二条中「第三十四条第一項」を「第二十八條の第三第一項」に改める。

第四百四十三条第四号中「第九十八條」を「第二百二條」に改める。

附則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

土地収用法の一部を改正する法律施行法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

(土地収用法の一部を改正する法律の施行期日)

第一条 土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 土地収用法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の際現に効力を有する改正前の土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(以下「旧法」という。)第二百六条第一項の規定による事業の認定の告示は、改正後の土

地収用法(以下「新法」という。)の適用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法第二百六条第一項の規定による事業の認定の告示とみなす。

第三条 改正法の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつた土地の収用又は使用に關しては、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧法第二百六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年を経過する前に旧法第三十九条の例により土地細目の公告が効力を失つたときは、その失効後は、新法を適用する。

第四条 改正法の施行前に旧法第二百六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用(以下「旧事業認定による収用等」という。)については、事業の認定後の収用又は使用の手続は、保留されているものとみなす。

第五条 起業者は、旧事業認定による収用等に關し新法第三十四条の規定により収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書に、新法第二百六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項の記載に代えて、旧法第二百六条第一項の規定によつて告示された事項及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四條の規定により収用又は使用の手続が保留された旨を記載しなければならぬ。

第六条 旧事業認定による収用等に關しては、新法第二十八条の三第一項中「第二百六条第一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、「当該都道府県の区域内の起業地については」

めて第三十四条の三の規定による手続開始の告示」とする。

第七条 第五条の場合において、同条の申立てが当該起業地(起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地)についてはじめてするものであるときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書には、収用又は使用の別を明らかにした当該都道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、その起業地を表示する図面を添附しなければならない。新法第十八条第四項の規定は、この場合における土地の表示について準用する。

2 都道府県知事は、前項に規定する申立てがあつた場合において、新法第三十四条の三の規定による手続開始の告示をするときは、あわせて、当該都道府県の区域内の起業地及びその起業地について新法第二十八条の三の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

3 都道府県知事は、新法第三十四条の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

4 第一項の図面が前項の規定により市町村長に送付されたときは、その図面は、市町村長が新法第二百六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第八条 改正法の施行前にされた事業の認定の申請に対し、改正法の施行の際まだこれに關する処分がされていないときは、その事業の認定の手続については、なお従前の例による。

2 前四条の規定は、前項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をした場合に準用する。

3 第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨を告示しなければならない。

第九条 第二条から前条までの規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 不動産登記法の一部改正

第十四号の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「消滅シ」の下に「又ハ失効シ」を、「既登記ノ権利」の下に「差押、仮差押及び仮処分」を、「其消滅」の下に「又ハ失効」を加え、同條第二項中「表示シタル権利」の下に「差押、仮差押及び仮処分」を加え、同條に次の一項を加える。

前條第一項ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ職權ヲ以テ裁決手続開始ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)
第十二條 この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前條の規定によ

る改正後の不動産登記法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第十三条 都市計画法(大正八法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

都市計画、都市計画事業及毎年度執行すべき都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ関係図書ヲ縦覧ニ供セシムベシ

第十九条中「第三条」を「第三条第一項」に、

「事業ノ認定ト看做ス」を「事業ノ認定ト看做シ」第三條第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示ト看做ス」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五條第一項、第三十六條第

一項、第三十九條第一項、第四十六條の二第

一項、第七十一條(之ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ

依ル場合ヲ含ム)及第八十九條第一項ノ規定

ノ適用ニ付テハ同法第二十九條第一項ノ規定

ニ依リ事業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該

当スル事由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其

ノ事由ノ生ジタル時ニ於テ同法第二十六條第

一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタル

モノト看做ス

權利取得裁決アリタル後都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ヲ經過スルモ明渡裁決ノ申立

ナキトキハ既ニ為サレタル裁決手續開始ノ決定及權利取得裁決ハ取消サレタルモノト看做ス

第二十五条を削り、第二十四条を第二十五条

とし、第二十三条を削り、第二十二條を第二十

四條とし、第二十一條を第二十三條とし、第二

十條の次に次の二條を加える。

第二十一条 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第三十一条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ノ手續ノ保留ハ主務大臣之ヲ為ス但シ同法第三十四条ノ規定ニ依ル手續開始ノ申立ハ都市計画事業ヲ執行スル者之ヲ為スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ノ手續ヲ保留セムトスルトキハ土地収用法第三十三條ノ例ニ依リ第三條第二項ノ規定ニ依ル告示ノ際手續ノ保留ノ告示ヲ為スコトヲ要ス

第二十二條 前各條ニ定ムルモノノ外第十八條

第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 土地収用法第三十四條及第四百條第二項後

段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二 土地収用法第三十四條の四第二項中「第

二十六條の二第二項の図面」トアルハ之ヲ

「都市計画法第三條第二項の図面中都市計

画事業に係る図面」トス

三 土地収用法第八十九條第三項中「許可を

受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたと

き、その他政令で定める場合」トス

四 土地収用法第九十二條第一項中「第二十

九條若しくは第三十四條の六の規定によつ

て事業の認定が失効し」トアルハ之ヲ「第三十九條第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請の期限を経過し」トス

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 前條の規定による都市計画法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三條ただし書中「旧法第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「都市計画事業を執行すべき最終年度」とし、第八條第一項中「事業の認定の申請」とあるのは「都市計画審議会への付議」と、「処分」とあるのは「議決」とする。

(測量法の一部改正)

第十五條 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項を削る。

(測量法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 この法律の施行前に測量法第十四條第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、前條の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第十七條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條の二を次のように改正する。

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第四條使用し、又は収用しようとする土地を

示す図面の縦覧場所

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

使用し、又は収用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第九條の二 第一項の許可をしたときは、

第十八条 この法律の施行前に鉱業法第六十六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(採石法の一部改正)

第十九条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の一号を加える。

四 使用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

第三十六条に次の一項を加える。

6 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(使用の手続の保留)

第三十六条の二 採石業者は、使用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用の手続を保留することができ、

2 採石業者は、前項の規定によつて使用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3 通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又

は通知しなければならない。

第三十七条第二項中「前条」を「第三十六条」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第三

十六條第六項の規定による通知は同法第二十六

条の二第一項の規定による通知と、第三十六

条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図

面は同法第二十六條の二第二項の規定により公

衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定

による公告は同法第三十三條の規定による告

示を加え、同条第三項中「前条」を「第三十六

条」に改める。

(採石法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行前に採石法第三十六

条第一項の規定による許可の申請があつたとき

は、前条の規定による改正後の同法及び新法の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

(森林法の一部改正)

第二十一条 森林法(昭和二十六年法律第二百

十九号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「補償金」を「補償金等」に改め、

同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六十六条第一項中

「第二十六條第一項の規定による事業の認定

の告示の日から二十年以内」とあるのは「取用

の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告

示の日から十年」とあるのは「取用の時期から

五年」と、「権利取得判決において定められた

権利取得の時期」とあるのは「取用の時期」と、

「事業の認定の告示の日から二十年」とある

のは「取用の時期から十五年」と、「第七十六

条第一項」とあるのは「森林法(昭和二十六年

法律第二百四十九号)第五十五条第一項後段」

と、同条第三項中「権利取得判決において定められた権利取得の時期」とあるのは「取用の時期」と読み替へるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「及び使用し、又は取用すべき土地等」を、「使用し、又は取用すべき土地等及び図面の縦覧場所」に改め、同条第二項中「公告する」とともに「を」を「公告し、かつ」に、「通知しなればならない」を「通知するとともに、政令で定めるところにより、当該土地等の調査及び図面を、土地等の使用若しくは取用の認定が効力を失う日又はすべての土地等について必要な権利を取得する日まで公衆の縦覧に供しなければならない」に改める。

第九條第二項中「第八十一條第二項及び第三項」を「第四十六條の三、第八十一條第二項及び第三項並びに第八十七條ただし書」に改め、「第二号」及び「「事業」とあるのは「建物の使用」とを削る。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十四條第一項中、「第七條第二項の規定による公告及び通知」を「土地収用法第三十三條の規定による土地細目の公告及び通知」とを削り、「第三章、第三十一條から第三十三條まで」を「第十六條から第二十八條まで、第三十條、第三十條の二、第三章第二節に、「第二百二十五條第二号及び第四号から第六号まで」を「第二百二十五條第二号、第四号及び第五号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書に規定するものを除く外、同項」を「前項の規定による土地収用法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四條第一項の規定により使用認定申請書又は取用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十四條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九條後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八條

の三及び第四百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法第七十九条後段の規定により土地収用法第二十条の規定による事業の認定とみなされる事業計画の認可又は決定があつたときは、前条の規定による改正後の土地区画整理法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第二十六条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六十六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第二十七条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「施行すべき土地の区域内の土地の下に」で、第十七条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条の下に」から第二十二條まで(同条第三号を除く)を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む)及び第四百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第十四条の規定は、前条の規定による首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

(住宅地区改良法の一部改正)

第二十九条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 前項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む)及び第四百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「住宅地区改良法第九条第一項」とする。

3 前項の規定は、改良地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合に、適用しない。

(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正)

第三十条 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条の下に」から第二十二條まで(同条第三号を除く)を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む)及び第四百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により市街地

改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(譲受け希望の申出と補償金の支払請求との調整)

第二十一条の二 土地収用法第四十六条の第二項の規定による補償金の支払の請求に係る土地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。

2 譲受け希望の申出に係る土地又は借地権については、土地収用法第四十六条の第二項の規定による補償金の支払の請求をすることができない。

第二十二條第一項中「前条」を「第二十一条」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時(手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当該管理処分計画を定める時)の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決(建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決。以下次項において同じ)に改め、同条第二項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決」に、「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡し期限(建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者

にあつては、権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に改める。
第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

(公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第十四条の規定は、前条の規定による公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

2 この法律の施行前に公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第二十一条の規定による譲受け希望の申出をした者は、この法律の施行前にその土地、借地権又は建築物に關し、譲渡又は消滅に關する施行者との契約が成立した場合を除き、この法律の施行の日から三十日以内にその譲受け希望の申出を撤回することとができる。ただし、この法律の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつたときは、前項において準用する第十四条の規定によりその例によるものとされる第三十三条ただし書の規定により新法が適用されることとなつた日から三十日以内に限り、その撤回をすることができ。

(公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正)

第三十二条 公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条・第十三条」を「第十二条―第十八条」に、「第三節 土地細目の公告(第十節 裁決及び損失の補償)」を「第十節 裁決及び損失の補償」に改める。

四 第四十六条第一項第三号を次のように改める。
(第十七条第三十八号)を「第二節 裁決及び損失の補償(第十九条第三十八号)」に、「第四節」を「第三節」に、「第五節」を「第四節」に改める。

第四十条第一項第三号を次のように改める。

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地第四十条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範圍に含まれることを容易に判断できるものでなければならぬ。

第五十条中「二万円」を「四万円」に改める。

第十條第一項中「及び起業地」を「起業地及び土地収用法第二十六条の二の規定による圖面の統覽場所」に改める。

第十二條に次の一項を加える。

3 特定公共事業については、土地収用法第三章第二節の規定は、適用しない。

第十三條中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改める。

「第二節 土地細目の公告」及び「第三節 裁決及び損失の補償」を削り、第十四條から第十八條までを次のように改める。
第十四條から第十八條まで 削除
第十九條の前に次の節名を加える。

第二節 裁決及び損失の補償

第二十條第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八條第一項各号」の下に「及び第四十九條第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「また権利取得裁決がされていなきときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決」に改め、同條第四項中「第四十四條第二項」を「第四十二條第二項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十八條第一項各号」の下に「及び第四十九條第一項各号」を、「仮補償金」の下に「(概算見積りによる同法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十七條中「第九十九條第三項及び第四項」を「第九十六條第一項、第四項、第五項及び第七項、第九十七條」に改め、「第百條」の下に、「第百二條の二第三項及び第四項」を加え、「同法第四十八條第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決に係る同法第九十五條第一項に規定する補償金等又は明渡裁決」に改める。

第二十八條中「第九十六條」を「第九十八條」に改める。

第二十九條第三項中「第九十八條」を「第百二條」に改める。

第三十條第二項中「同法第四十八條第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第三十一条を次のように改める。
(残地収用等の場合における補償金の額)

第三十一条 補償裁決において土地収用法第七十六條第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における損失の補償については、同法第七十一条、第七十六條第三項及び第九十條の二中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三條中「明渡裁決」とあるのは、「補償裁決」とする。

第三十二条の見出し中「土地収用法第百四条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同條中「関係人は、」の下に「土地収用法第九十五條第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「土地収用法」を「同法」に、「その権利を有する者」を「関係権利者」に改める。

第三十三條第一項中「補償金額」の下に「(土地収用法第九十條の三第一項第三号に掲げる加算

金の額及び同法第九十條の四に規定する過怠金の額を含む。以下同じ。)」を加え、同條第二項中「収用又は使用の時期」を「緊急裁決で定められた権利取得の時期又は明渡しの期限」に改め、同條に次の一項を加える。

3 土地収用法第九十五條第四項後段及び第九十六條の規定は、起業者が土地所有者又は関係人に支払うべき第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息についても、適用があるものとする。

「第四節 裁決の代行」を「第三節 裁決の代行」に改める。

第三十八條の二第二項中「第四十一条」を「第三十九條第一項」に改める。

第三十八條の六第一項中「及び第百條」を「第九十六條及び第百三十六條第三項」に改める。

「第五節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」を「第四節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」に改める。

第三十九條第一項中「第十二條」を「第十二條第一項及び第二項」に改め、同條第二項中「第二十九條」を「第二十九條第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改め、同條第四項中「第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしない」を「第三十九條第一項の規定による申請をせず、又はその告示があつた日から一年六月以内に同法第四十七條の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがない」に改め、同條第五項を削る。

第四十條を次のように改める。

第四十條 土地収用法第二十條の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法の他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができ都市計画事業で、起業地の全部又は一部について収用又は使用の手続が保留されているものについて特定公

共事業の認定があつたときは、収用又は使用の手続を開始されるものとする。この場合において、建設大臣は、第十条第一項の規定による告示の際、あわせて収用又は使用の手続を開始される旨を告示するとともに、その土地が所在する市町村の長に対して、その旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項後段の規定による通知を受けたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地収用法第二十六条の第二項の規定により公衆の縦覧に供している図面に、収用又は使用の手続を開始された旨を表示しなければならない。

第四十四条中「及び第三十六条」を「並びに第三十六条第一項及び第二項」に改める。
(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三十三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とし、第四十四条中「保留されている」とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第十二条第三項の規定にかかわらず、保留されている」とする。

2 前項の規定により第四十四条(第八条第二項及び第九条において準用する場合を含む。)の例による場合においては、新法第三十四条中「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定又はその例による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

(新住宅市街地開発法の一部改正)
第三十四条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十九条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。
第十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条の下に」から第二十二條まで(同条第三号を除く。)を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)、及び第四十二條の規定は適用せず、同法第八十九條第三項中「第二十八條の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三條第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。
(新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 第十四條の規定は、前条の規定による新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置について準用する。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)
第三十六条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第二十二條第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第二十二條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九條」の下に「から第二十二條まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)、及び第四十二條の規定は適用せず、同法第八十九條第三項中「第二十八條の三第一項」とあるのは、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第十六條第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。
(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十七條 第十四條の規定は、前条の規定による近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

附則
この法律(第一条を除く。)は、改正法の施行の日から施行する。

〔藤田進君登壇、拍手〕
○藤田進君 たいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、土地収用法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、収用する土地に対する補償額の算定について、従来の裁決時価格を改めて、事業認定の告示のときの価格に、権利取得裁決時までの物価変動に應ずる修正率を乗じた額としたこと。第二に、事業認定の申請にあたって、起業者は、起業地の全部または一部について、三年を限

度収用手続を保留することができるとし、収用手続を開始するときは、その告示をもって事業認定の告示のときとみなすこと。

第三に、事業認定の告示があつた後は、土地所有者等は、起業者に対し補償額の支払いを請求することができるとし、起業者は、自己の見積もりによる補償額を二カ月以内に支払わなければならないものとしたこと。

第四に、収用裁決は、土地に関する権利の取得・消滅にかかる権利取得裁決と物件の移転及び土地の引き渡しにかかる明け渡し裁決とに分離し、原則として権利取得裁決を先決するものとしたこと。

その他土地細目公告の廃止、法定協議、調停を省略したこと等、収用手続の迅速化をはかるうとするものであります。

次に、土地収用法の一部を改正する法律施行法案は、本改正法を施行するために必要な経過措置並びに関係法律の規定を整備したものであります。
両案は、去る七月四日衆議院より送付され、自來一括議題として、地価対策、土地利用、補償問題等、土地政策全般にわたって佐藤内閣総理大臣に対する質疑あるいは参考人よりの意見の聴取等、慎重な審議を重ねてまいりましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。
かくて昨十三日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党、日本共産党より反対、自由民主党より附帯決議案を付して賛成の旨のそれぞれ発言があり、採決の結果、両案はいずれも多数をもって送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで附帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

附帯決議の要旨は、「土地収用法の施行にあたり、政府は被収用者の立場が不利とならぬよう配慮するとともに、公平な補償、生活再建の措置等について適正な行政指導を講ずべきである」と

いうものであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員
原田 立君 林 堀君
黒柳 明君 瓜生 清君
石本 茂君 市川 房枝君
中尾 辰義君 横井 太郎君
植木 光教君 田代富士男君
北條 尚八君 高山 恒雄君
二木 謙吾君 多田 省吾君
小平 芳平君 向井 長年君
前田佳都男君 林田 正治君
鈴木 一弘君 岡村文四郎君
大谷 賢雄君 横山 フク君
寺尾 豊君 笹森 順造君
植竹 春彦君 山本茂一郎君
中津井 真君 林田悠紀夫君
山内 一郎君 柳田桃太郎君
宮崎 正雄君 船田 謙君
平泉 涉君 八田 一朗君
和田 鶴一君 木村 陸男君
高橋文五郎君 大森 久司君
國田 清光君 野知 浩之君

源田 実君 熊谷太三郎君
岸田 幸雄君 長谷川 仁君
沢田 一精君 吉江 勝保君
石井 桂君 豊田 雅孝君
稲浦 鹿藏君 大竹平八郎君
徳永 正利君 青柳 秀夫君
佐藤 芳男君 山下 春江君
山本 利壽君 堀本 宜美君
堀見 俊二君 鍋島 直昭君
近藤 鶴代君 井野 碩哉君
石原幹市郎君 上原 正吉君
古池 信三君 郡 祐一君
斎藤 昇君 米田 正文君
栗原 祐幸君 久保 勘一君
北畠 教真君 西村 尚治君
中村喜四郎君 内藤善三郎君
任田 新治君 土屋 義彦君
高橋雄之助君 玉置 和郎君
藤田 正明君 岡本 悟君
奥村 悦造君 楠 正俊君
黒木 利克君 金丸 富夫君
丸茂 重貞君 山本 杉君
谷村 貞治君 後藤 義隆君
柴田 榮君 竹中 恒夫君
鈴木 万平君 仲原 善一君
天坊 裕彦君 田中 茂穂君
迫水 久常君 森 八三三君
梶原 茂嘉君 西郷吉之助君
三木興吉郎君 安井 謙君
木内 四郎君 杉原 荒太君
増原 恵吉君 青木 一男君
平井 太郎君 鈴木 市藏君
重政 庸徳君 戸田 菊雄君
前川 旦君 相澤 重明君
竹田 現照君 村田 秀三君
木村美智男君 小林 章君
小野 明君 田村 賢作君
近藤英一郎君

政府委員
田中寿美子君 矢山 有作君
鹿島 俊雄君 赤岡 文三君
松本 賢一君 佐野 芳雄君
杉山善太郎君 大森 創造君
松野 孝一君 津島 文治君
青田源太郎君 森中 守義君
柴谷 要君 小柳 勇君
紅露 みつ君 小柳 亨弘君
大河原 次君 加瀬 完君
高橋 衛君 吉武 恵市君
中山 福蔵君 小柳 牧衛君
小酒井義男君 光村 甚助君
久保 等君 大和 与一君
春日 正一君 森 勝治君
鈴木 力君 中村 波男君
柳岡 秋夫君 稲葉 誠一君
吉田忠三郎君 渡辺 勘吉君
千葉千代世君 野上 元君
山本伊三郎君 松永 忠二君
北村 暢君 鈴木 強君
藤田藤太郎君 森 元治郎君
鈴木 壽君 永岡 光治君
秋山 長造君 岡 三郎君
藤田 進君 亀田 得治君
大倉 精一君 椿 繁夫君
横川 正市君 佐多 忠隆君
藤原 道子君 松澤 兼人君

閣内大臣
文部大臣 剣木 亨弘君
通商産業大臣 菅野和太郎君
運輸大臣 大橋 武夫君
労働大臣 早川 崇君
建設大臣 西村 英一君
自治大臣 藤枝 泉介君
国務大臣 塚原 俊郎君
国務大臣 二階堂 進君

経済企画政務次官 金子 一平君
官 外務政務次官 田中 榮一君
郵政政務次官 田澤 吉郎君
郵政省簡易保険局長 武田 功君

第十七号中正誤

ベシ 段行 誤 正
三三 二から 代指置 代指置

三三 一 二 はいった まいった

三三 一 二 基体的 基本的

三三 二七 対し 対して

第二十三号中正誤

ベシ 段行 誤 正
六八 三二 事業団法 事業団法案

昭和四十二年七月十四日 参議院会議録第二十五号(その二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十二年七月十四日

○第五十五回国会 参議院會議録第二十五号(その二)

〔本号(その二)参照〕

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百

五十一年六月六日にその第三十四回会期として会

合し、

この会期の議事日程の第七議題である同一価値

の労働についての男女労働者に対する同一報酬の

原則に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであるこ

とを決定したので、

次の条約(引用に際しては、千九百五十一年の

同一報酬条約と称することができる。)を千九百五

十一年六月二十九日に採択する。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃

金又は給料及び使用者が労働者に対してその

雇用を理由として現金又は現物により直接又

は間接に支払うすべての追加的給与をいう。

(b) 「同一価値の労働」とは、男女労働者に

対する同一「報酬」とは、性別による差別なし

に定められる報酬率をいう。

第二条

1 各加盟国は、報酬率を決定するため行なわれ

ている方法に適した手段によつて、同一価値の

労働についての男女労働者に対する同一報酬の

原則のすべての労働者への適用を促進し、及び

前記の方法と両立する限り確保しなければなら
ない。

2 この原則は、次のいずれによつても適用する

ことができる。

(a) 国内法令

(b) 法令によつて設けられ又は認められた賃金

決定制度

(c) 使用者と労働者との間の労働協約

(d) これらの各種の手段の組合せ

第三条

1 行なうべき労働を基礎とする職務の客観的な

評価を促進する措置がこの条約の規定の実施に

役だつ場合には、その措置を執るものとする。

2 この評価のために採用する方法は、報酬率の

決定について責任を負う機関又は、報酬率が労

働協約によつて決定される場合には、その当事

者が決定することができる。

3 行なうべき労働における前記の客観的な評価

から生ずる差異に性別と関係なく対応する報酬

率の差異は、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものと認めなければならない。

第四条

各加盟国は、この条約の規定を実施するため、

関係のある使用者団体及び労働者団体と適宜協力するものとする。

第五条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第六条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第七条

1 国際労働機関憲章第三十五条2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、次の事項を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国がさらに事情を検討する間決定を留保する地域

2 1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)の規定に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも

取り消すことができる。

4 いずれの加盟国も、第九条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第八条

1 国際労働機関憲章第三十五条4又は5の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

3 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第九条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後には、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、十年の期間が満了するごとにこの条約を廃棄することができる。

第十条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十一条

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第一百二条の規定による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十二条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない。また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えるこ

との可否を検討しなければならない。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第九条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十四条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百五十一年六月二十九日に閉会を宣言されたその第三十四回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百五十一年八月二日に署名した。

総会議長

ラパール

国際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書

一般協定第三十条に定める手続に基づく訂正及び修正に関する譲許表の批准が著しく遅延していること並びに千九百五十五年三月十日の一般協定

第一部、第二十九条及び第三十条の規定を改正する譲許表Dによつて第三十条の規定に追加されることとなつてゐる新たな3(以下「第三十条3」という)の規定がまだ効力を生じていないことを考慮し、

締約国団が、その第十五回総会において、訂正及び修正に関する譲許表を作成する慣行を終止することの提案を承認し、並びに、第三十条3に規定する訂正及び修正ですでに訂正及び修正に関する譲許表に含まれてゐるものを、第三十条3の規定

定の効力発生前に、その規定の効力発生の際においてその規定に基づく確認書となる文書の中に収録することの提案を承認したことを考慮して、締約国団は、

1 この確認書に附属する一般協定の譲許表及び

スイス連邦の暫定的加入に関する宣言の譲許表の改正が、全く形式的性質の訂正又は第二条6(千九百五十五年三月十日の前記の譲許表Cに定める改正が効力を生じた後は第三条、第十八条、第二十四条、第二十七条若しくは第二十八

条の規定に基づいて執られた措置の結果として生じた修正を記録するものであること並びに第三十条3ただし書に規定する手続が、前記の譲許表の改正について執られたことを確認する。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号) 関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書

2 一般協定第二条中同協定の日付に言及する場合において、第十三表(ニュー・ジラランドの譲許表)、第三十八表(日本国の譲許表)、第四十二表(イスラエルの譲許表)、第五十四表(ローデシアの譲許表)及び第五十六表(ルワンダの譲許表)に含まれるいずれの譲許に關しても、その日付を、当該譲許を最初に一般協定の譲許表又はスイス連邦の暫定的加入に關する宣言の譲許表に編入した文書の日付と読み替えて適用することに同意する。

3 この決定が、第三十条3の規定の効力発生の日に、第三十条3の規定に基づく同日付けの締約国団の確認書となるものであることを決定する。

4 締約国団の事務局長は、すみやかに、一般協定の各締約国及び一般協定に暫定的に加入し、又は一般協定の締約国との間の關係に關する宣言に署名した各政府に対してこの決定の確認書を送付するものとする。事務局長は、また、すみやかに、これらの政府に対し、この決定が

第三十条3の規定に基づく確認書となる日付を通告するものとする。

(附屬書)

総合譲許表

第三十八表 日本国の譲許表

次の譲許表は、千九百六十三年一月十五日の訂正及び修正に關する確認書、千九百六十二年四月六日のイスラエルの加入に關する議定書、千九百六十二年七月十六日の千九百六十年及び千九百六十一年の開税會議の結果を収録する議定書及び千九百六十三年一月二十八日の譲許の追加に關する第十議定書(日本国及びニュー・ジラランド)に基づいて一般協定に附屬した日本国の譲許表並びにスイス連邦の暫定的加入に關する宣言に附屬すべき譲許表に關する千九百五十九年十一月十三日の調書によつて同宣言に附屬した日本国の譲許表に代わる。

第三十八表 日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

關税率表 番号	品 名	稅 率
〇二・〇一 のうち	肉及び食用のくず肉(第〇一・〇一、第〇一・〇二、第〇一・〇三又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%
〇三・〇三 のうち	三 羊の肉及びくず肉	一〇%
〇四・〇二 のうち	甲 穀類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩漬、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した穀付きの甲穀類	一〇%
	一 えび	五%
	(一) 生きてゐるもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち 生鮮、冷蔵又は冷凍のもの ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。)	二五%
	一 濃縮乳及び練乳のうち 脱脂したもの(砂糖を加えてないものに限る。)	三〇%
	二 粉乳(塊状にし又は成型したものを含む。)	四五%
	(一) 脱脂したもの 砂糖を加えてないもの	四五%
〇四・〇六 〇五・〇九 のうち	注 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供するものについては、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の規定に基づいて昭和二十八年政令第五十一号で定めてゐる関税の免除の取扱ひのための手続を変更する權利を留保する。ただし、實質的に譲許の効果をなくし又はそこなうような変更は、行なわれない。 (二) その他のもの 天然はちみつ 角、ひづめ、つめ及びくちばし(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず並びにホエールボーン及びこれに類す	四〇% 三〇%

〇五・一三	海綿	無税	のうち	第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。） ブルー	一五%
〇五・一五	動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの	無税	のうち	コーヒ（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない）、コーヒ豆の殻及び皮並びにコーヒを含有するコーヒ代用物	三〇%
〇七・〇五	血（乾燥したものに限る。）	無税	のうち	一 コーヒ （一）コーヒ豆（いつてないものに限る。） （二）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇二	乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。）	無税	のうち	（三）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇三	一 あずき	一〇%	のうち	（四）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇四	二 千しちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。）	一〇%	のうち	（五）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇五	かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	一〇%	のうち	（六）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇六	ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。）	一〇%	のうち	（七）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇七	二 千しぶどうのうち	一〇%	のうち	（八）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇八	かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	一〇%	のうち	（九）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・〇九	ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	一〇%	のうち	（一〇）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・一〇	四 その他のもののうち	一〇%	のうち	（一一）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・一一	甘扁桃	一〇%	のうち	（一二）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・一二	一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	一〇%	のうち	（一三）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・一三	三 その他のもののうち	一〇%	のうち	（一四）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・一四	レモン及びライム（貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものを除く。）	一〇%	のうち	（一五）粉砕し又は混合してないもの	二〇%
〇八・一五	乾燥果実（第〇八・〇一、第〇八・〇二、第〇八・〇三、第〇八・〇四、第〇八・〇五、第〇八・〇六、第〇八・〇七、第〇八・〇八、第〇八・〇九、第〇八・一〇、第〇八・一一、第〇八・一二、第〇八・一三、第〇八・一四、第〇八・一五、第〇八・一六、第〇八・一七、第〇八・一八、第〇八・一九、第〇八・二〇、第〇八・二一、第〇八・二二、第〇八・二三、第〇八・二四、第〇八・二五、第〇八・二六、第〇八・二七、第〇八・二八、第〇八・二九、第〇八・三〇、第〇八・三一、第〇八・三二、第〇八・三三、第〇八・三四、第〇八・三五、第〇八・三六、第〇八・三七、第〇八・三八、第〇八・三九、第〇八・四〇、第〇八・四一、第〇八・四二、第〇八・四三、第〇八・四四、第〇八・四五、第〇八・四六、第〇八・四七、第〇八・四八、第〇八・四九、第〇八・五〇、第〇八・五一、第〇八・五二、第〇八・五三、第〇八・五四、第〇八・五五、第〇八・五六、第〇八・五七、第〇八・五八、第〇八・五九、第〇八・六〇、第〇八・六一、第〇八・六二、第〇八・六三、第〇八・六四、第〇八・六五、第〇八・六六、第〇八・六七、第〇八・六八、第〇八・六九、第〇八・七〇、第〇八・七一、第〇八・七二、第〇八・七三、第〇八・七四、第〇八・七五、第〇八・七六、第〇八・七七、第〇八・七八、第〇八・七九、第〇八・八〇、第〇八・八一、第〇八・八二、第〇八・八三、第〇八・八四、第〇八・八五、第〇八・八六、第〇八・八七、第〇八・八八、第〇八・八九、第〇八・九〇、第〇八・九一、第〇八・九二、第〇八・九三、第〇八・九四、第〇八・九五、第〇八・九六、第〇八・九七、第〇八・九八、第〇八・九九、第〇八・一〇〇、第〇八・一〇一、第〇八・一〇二、第〇八・一〇三、第〇八・一〇四、第〇八・一〇五、第〇八・一〇六、第〇八・一〇七、第〇八・一〇八、第〇八・一〇九、第〇八・一〇一〇、第〇八・一〇一〇一、第〇八・一〇一〇二、第〇八・一〇一〇三、第〇八・一〇一〇四、第〇八・一〇一〇五、第〇八・一〇一〇六、第〇八・一〇一〇七、第〇八・一〇一〇八、第〇八・一〇一〇九、第〇八・一〇一〇一〇、第〇八・一〇一〇一一、第〇八・一〇一〇一二、第〇八・一〇一〇一三、第〇八・一〇一〇一四、第〇八・一〇一〇一五、第〇八・一〇一〇一六、第〇八・一〇一〇一七、第〇八・一〇一〇一八、第〇八・一〇一〇一九、第〇八・一〇一〇二〇、第〇八・一〇一〇二一、第〇八・一〇一〇二二、第〇八・一〇一〇二三、第〇八・一〇一〇二四、第〇八・一〇一〇二五、第〇八・一〇一〇二六、第〇八・一〇一〇二七、第〇八・一〇一〇二八、第〇八・一〇一〇二九、第〇八・一〇一〇三〇、第〇八・一〇一〇三一、第〇八・一〇一〇三二、第〇八・一〇一〇三三、第〇八・一〇一〇三四、第〇八・一〇一〇三五、第〇八・一〇一〇三六、第〇八・一〇一〇三七、第〇八・一〇一〇三八、第〇八・一〇一〇三九、第〇八・一〇一〇四〇、第〇八・一〇一〇四一、第〇八・一〇一〇四二、第〇八・一〇一〇四三、第〇八・一〇一〇四四、第〇八・一〇一〇四五、第〇八・一〇一〇四六、第〇八・一〇一〇四七、第〇八・一〇一〇四八、第〇八・一〇一〇四九、第〇八・一〇一〇五〇、第〇八・一〇一〇五一、第〇八・一〇一〇五二、第〇八・一〇一〇五三、第〇八・一〇一〇五四、第〇八・一〇一〇五五、第〇八・一〇一〇五六、第〇八・一〇一〇五七、第〇八・一〇一〇五八、第〇八・一〇一〇五九、第〇八・一〇一〇六〇、第〇八・一〇一〇六一、第〇八・一〇一〇六二、第〇八・一〇一〇六三、第〇八・一〇一〇六四、第〇八・一〇一〇六五、第〇八・一〇一〇六六、第〇八・一〇一〇六七、第〇八・一〇一〇六八、第〇八・一〇一〇六九、第〇八・一〇一〇七〇、第〇八・一〇一〇七一、第〇八・一〇一〇七二、第〇八・一〇一〇七三、第〇八・一〇一〇七四、第〇八・一〇一〇七五、第〇八・一〇一〇七六、第〇八・一〇一〇七七、第〇八・一〇一〇七八、第〇八・一〇一〇七九、第〇八・一〇一〇八〇、第〇八・一〇一〇八一、第〇八・一〇一〇八二、第〇八・一〇一〇八三、第〇八・一〇一〇八四、第〇八・一〇一〇八五、第〇八・一〇一〇八六、第〇八・一〇一〇八七、第〇八・一〇一〇八八、第〇八・一〇一〇八九、第〇八・一〇一〇九〇、第〇八・一〇一〇九一、第〇八・一〇一〇九二、第〇八・一〇一〇九三、第〇八・一〇一〇九四、第〇八・一〇一〇九五、第〇八・一〇一〇九六、第〇八・一〇一〇九七、第〇八・一〇一〇九八、第〇八・一〇一〇九九、第〇八・一〇一〇一〇〇、第〇八・一〇一〇一〇〇一、第〇八・一〇一〇一〇〇二、第〇八・一〇一〇一〇〇三、第〇八・一〇一〇一〇〇四、第〇八・一〇一〇一〇〇五、第〇八・一〇一〇一〇〇六、第〇八・一〇一〇一〇〇七、第〇八・一〇一〇一〇〇八、第〇八・一〇一〇一〇〇九、第〇八・一〇一〇一〇一〇、第〇八・一〇一〇一〇一一、第〇八・一〇一〇一〇一二、第〇八・一〇一〇一〇一三、第〇八・一〇一〇一〇一四、第〇八・一〇一〇一〇一五、第〇八・一〇一〇一〇一六、第〇八・一〇一〇一〇一七、第〇八・一〇一〇一〇一八、第〇八・一〇一〇一〇一九、第〇八・一〇一〇一〇二〇、第〇八・一〇一〇一〇二一、第〇八・一〇一〇一〇二二、第〇八・一〇一〇一〇二三、第〇八・一〇一〇一〇二四、第〇八・一〇一〇一〇二五、第〇八・一〇一〇一〇二六、第〇八・一〇一〇一〇二七、第〇八・一〇一〇一〇二八、第〇八・一〇一〇一〇二九、第〇八・一〇一〇一〇三〇、第〇八・一〇一〇一〇三一、第〇八・一〇一〇一〇三二、第〇八・一〇一〇一〇三三、第〇八・一〇一〇一〇三四、第〇八・一〇一〇一〇三五、第〇八・一〇一〇一〇三六、第〇八・一〇一〇一〇三七、第〇八・一〇一〇一〇三八、第〇八・一〇一〇一〇三九、第〇八・一〇一〇一〇四〇、第〇八・一〇一〇一〇四一、第〇八・一〇一〇一〇四二、第〇八・一〇一〇一〇四三、第〇八・一〇一〇一〇四四、第〇八・一〇一〇一〇四五、第〇八・一〇一〇一〇四六、第〇八・一〇一〇一〇四七、第〇八・一〇一〇一〇四八、第〇八・一〇一〇一〇四九、第〇八・一〇一〇一〇五〇、第〇八・一〇一〇一〇五一、第〇八・一〇一〇一〇五二、第〇八・一〇一〇一〇五三、第〇八・一〇一〇一〇五四、第〇八・一〇一〇一〇五五、第〇八・一〇一〇一〇五六、第〇八・一〇一〇一〇五七、第〇八・一〇一〇一〇五八、第〇八・一〇一〇一〇五九、第〇八・一〇一〇一〇六〇、第〇八・一〇一〇一〇六一、第〇八・一〇一〇一〇六二、第〇八・一〇一〇一〇六三、第〇八・一〇一〇一〇六四、第〇八・一〇一〇一〇六五、第〇八・一〇一〇一〇六六、第〇八・一〇一〇一〇六七、第〇八・一〇一〇一〇六八、第〇八・一〇一〇一〇六九、第〇八・一〇一〇一〇七〇、第〇八・一〇一〇一〇七一、第〇八・一〇一〇一〇七二、第〇八・一〇一〇一〇七三、第〇八・一〇一〇一〇七四、第〇八・一〇一〇一〇七五、第〇八・一〇一〇一〇七六、第〇八・一〇一〇一〇七七、第〇八・一〇一〇一〇七八、第〇八・一〇一〇一〇七九、第〇八・一〇一〇一〇八〇、第〇八・一〇一〇一〇八一、第〇八・一〇一〇一〇八二、第〇八・一〇一〇一〇八三、第〇八・一〇一〇一〇八四、第〇八・一〇一〇一〇八五、第〇八・一〇一〇一〇八六、第〇八・一〇一〇一〇八七、第〇八・一〇一〇一〇八八、第〇八・一〇一〇一〇八九、第〇八・一〇一〇一〇九〇、第〇八・一〇一〇一〇九一、第〇八・一〇一〇一〇九二、第〇八・一〇一〇一〇九三、第〇八・一〇一〇一〇九四、第〇八・一〇一〇一〇九五、第〇八・一〇一〇一〇九六、第〇八・一〇一〇一〇九七、第〇八・一〇一〇一〇九八、第〇八・一〇一〇一〇九九、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇一、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇二、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇三、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇四、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇五、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇六、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇七、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇八、第〇八・一〇一〇一〇一〇〇九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一九、第〇八・一〇一〇一〇一〇二〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇二一、第〇八・一〇一〇一〇一〇二二、第〇八・一〇一〇一〇一〇二三、第〇八・一〇一〇一〇一〇二四、第〇八・一〇一〇一〇一〇二五、第〇八・一〇一〇一〇一〇二六、第〇八・一〇一〇一〇一〇二七、第〇八・一〇一〇一〇一〇二八、第〇八・一〇一〇一〇一〇二九、第〇八・一〇一〇一〇一〇三〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇三一、第〇八・一〇一〇一〇一〇三二、第〇八・一〇一〇一〇一〇三三、第〇八・一〇一〇一〇一〇三四、第〇八・一〇一〇一〇一〇三五、第〇八・一〇一〇一〇一〇三六、第〇八・一〇一〇一〇一〇三七、第〇八・一〇一〇一〇一〇三八、第〇八・一〇一〇一〇一〇三九、第〇八・一〇一〇一〇一〇四〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇四一、第〇八・一〇一〇一〇一〇四二、第〇八・一〇一〇一〇一〇四三、第〇八・一〇一〇一〇一〇四四、第〇八・一〇一〇一〇一〇四五、第〇八・一〇一〇一〇一〇四六、第〇八・一〇一〇一〇一〇四七、第〇八・一〇一〇一〇一〇四八、第〇八・一〇一〇一〇一〇四九、第〇八・一〇一〇一〇一〇五〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇五一、第〇八・一〇一〇一〇一〇五二、第〇八・一〇一〇一〇一〇五三、第〇八・一〇一〇一〇一〇五四、第〇八・一〇一〇一〇一〇五五、第〇八・一〇一〇一〇一〇五六、第〇八・一〇一〇一〇一〇五七、第〇八・一〇一〇一〇一〇五八、第〇八・一〇一〇一〇一〇五九、第〇八・一〇一〇一〇一〇六〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇六一、第〇八・一〇一〇一〇一〇六二、第〇八・一〇一〇一〇一〇六三、第〇八・一〇一〇一〇一〇六四、第〇八・一〇一〇一〇一〇六五、第〇八・一〇一〇一〇一〇六六、第〇八・一〇一〇一〇一〇六七、第〇八・一〇一〇一〇一〇六八、第〇八・一〇一〇一〇一〇六九、第〇八・一〇一〇一〇一〇七〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇七一、第〇八・一〇一〇一〇一〇七二、第〇八・一〇一〇一〇一〇七三、第〇八・一〇一〇一〇一〇七四、第〇八・一〇一〇一〇一〇七五、第〇八・一〇一〇一〇一〇七六、第〇八・一〇一〇一〇一〇七七、第〇八・一〇一〇一〇一〇七八、第〇八・一〇一〇一〇一〇七九、第〇八・一〇一〇一〇一〇八〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇八一、第〇八・一〇一〇一〇一〇八二、第〇八・一〇一〇一〇一〇八三、第〇八・一〇一〇一〇一〇八四、第〇八・一〇一〇一〇一〇八五、第〇八・一〇一〇一〇一〇八六、第〇八・一〇一〇一〇一〇八七、第〇八・一〇一〇一〇一〇八八、第〇八・一〇一〇一〇一〇八九、第〇八・一〇一〇一〇一〇九〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇九一、第〇八・一〇一〇一〇一〇九二、第〇八・一〇一〇一〇一〇九三、第〇八・一〇一〇一〇一〇九四、第〇八・一〇一〇一〇一〇九五、第〇八・一〇一〇一〇一〇九六、第〇八・一〇一〇一〇一〇九七、第〇八・一〇一〇一〇一〇九八、第〇八・一〇一〇一〇一〇九九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇〇九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇二九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇三九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇四九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇五九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇六九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇七九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇八九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇九九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇二九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇三九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇四九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇五九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇六九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇七九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇八九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九六、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九七、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九八、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇九九、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇一、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇二、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇三、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇四、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇五、第〇八・一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇六、第〇八・				

[illegible]

一五・一三 のうち	マーガリン、イミテーションラードその他の調製食用脂	
二	その他のもののうち	
シロートニング		
植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）		
一五・一六 のうち	一 カルナバロウ	一五%
一七・〇二 のうち	その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）びカラメル	一〇%
	一 ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。）のうち精製したもの	二五%
	八 その他のもの	
一七・〇四 のうち	(一) その他のもののうち	二〇%
	ソルボース	
	砂糖菓子（ココアを含むものを除く。）	三五%
	一 チューインガム	三五%
	(二) その他のもの	九%
一八・〇四 のうち	カカロ脂	
	チョコレートその他ココアを含む調製食料品	三五%
	一 チョコレート菓子	三五%
	二 その他のもの	
	(一) 砂糖を加えたもののうち	三五%
	チューインガムその他の砂糖菓子	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの	三五%
一九・〇二 のうち	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含むものにあっては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）	
	一 砂糖を加えたもののうち	三五%
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの（育児食用のものを除く。）	三五%
二〇・〇二 のうち	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	
	二 その他のもの	
	(一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち	二五%
	気密容器入りのもの	
	注 保税工場において輸出入の魚又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定により輸入貨物とせず、これについては、関税を課さない。	
	(二) その他のもの	
	アスパラガス（かん詰、びん詰又はつぼ詰（気密のものに限る。）のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	二〇%
	グリーンピース及びトマト（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	二五%
	その他のもののうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（グリーンピース、トマト、アスパラガス、たけのこ、きのこ、マリネードづけ野菜、にんにくの粉、マッシュポテト及びポテトフレックを除く。）	二〇%
二〇・〇六 のうち	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含んでいるかどうかを問わない。）	
	一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含むもの	
	(一) バйнаップルのうち	
	砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	一キログラムにつき七二円
	(二) その他のもの	
	マラスキーノチェリー（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	二五%
	桃及びなし（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	二七%
	さくらんぼ（砂糖を加えたもののうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	二〇%
	ナット（いつた落花生を除く。）	二〇%

二〇・〇七 のうち	果汁(ぶどう搾汁を含む)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。)	一 果汁	
	(一) 砂糖を加えたもののうち		
	オレンジジュース(しよ糖(天然に含有するものを含む)の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。)	三〇%	二一・〇五 のうち
	その他のもの(しよ糖(天然に含有するものを含む)の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。)	二七%	二一・〇七 のうち
	(二) その他のもの		
	オレンジジュース(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。)	二五%	
	その他のもの(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。)	二二・五%	
二一・〇一 のうち	二 野菜ジュース		
	(一) その他のもの		
	トマトジュース(気密容器入りのものに限る。)	二五%	二二・〇三 のうち
	その他のもの(気密容器入りのものに限る。)	一七%	二二・〇九 のうち
	チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)		
	その他のエキス、エッセンス及び濃縮物		
	飲料のもととして用いるエキス、エッセンス及び濃縮物(アルコール又は砂糖を含有するものを除く。)	二七・五%	
二一・〇二 のうち	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
	二 その他のもの		
	(一) インスタントコーヒー及びインスタントティー		
	インスタントコーヒー	二五%	
	インスタントティー	二七・五%	
	(二) その他のもの		
	コーヒーエキス、コーヒーエッセンスその他これらに類するコーヒーを含有する調製品(アルコールを含有しないものに限る。)	三〇%	
	飲料のもと(アルコール又はコーヒーを含有しないものに限る。)	二七・五%	
二一・〇四 のうち	ソースその他の混合調味料		
	一 ソース		
	(一) トマトケチャップ及びトマトソース	二五%	
	トマトケチャップ		

二〇%	トマトソース	
二五%	(一) マヨネーズ	
二五%	(二) その他のもの	
一八%	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	
二五%	その他のもの	
一七%	スूप及びブロス(固形又は粉状のものを含む。)	
	野菜スूप(気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。)	
	調製食料品(他の号に該当するものを除く。)	
	一 砂糖を加えたもの	
	各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きいもの	
三五%	二 その他のもの	
三五%	(一) アルコールを含有しない飲料のもと	
二七・五%	ビール	
	エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度	
	に満たないものに限る。)	
	及び蒸留酒、リキニールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)で	
	アルコールを含有するもの	
	一 エチルアルコール及び蒸留酒	
	ウイスキー	
三五%	(一) アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。)	
	のうち	
	バーボンウイスキー	
	ただし、容器には内容品が当該品目であること	
	を表示するラベルがはり付けてあり、かつ、	
	そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関に	
	より証明されているものに限る。	
	ライウイスキー	
	ただし、容器には内容品が当該品目であること	
	を表示するラベルがはり付けてあり、かつ、	
	そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関に	
	より証明されているものに限る。	
	その他のもの	
	バーボンウイスキー	
	ただし、容器には内容品が当該品目であること	
	を表示するラベルがはり付けてあり、かつ、	
	そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関に	
	より証明されているものに限る。	
三五%	その他のもの	
四〇%	バーボンウイスキー	
	ただし、容器には内容品が当該品目であること	
	を表示するラベルがはり付けてあり、かつ、	
	そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関に	
	より証明されているものに限る。	
三五%	その他のもの	

より証明されているものに限り。 ライウイスキー ただし、容器には内容品が当該品目であるこ とを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、 そのラベルが原産国の政府又は政府代行機関に より証明されているものに限り。	四〇%
(三) ジン (四) その他のもののうち ラム その他の蒸留酒 ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふり分け、製粉そ の他の処理の際に生ずるものに限り。)	五〇%
ふすま ぶどう酒かす及びアーゴル 二 アーゴル カオリン、ベントナイトその他の粘土、アンダーサイト、カ イアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかどうかを問わない ものとし、第六八・〇七号に該当するエキスパンデッドクレ を除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナサース 一 酸性白土 けいそう土その他これに類するけい酸質の土(焼いてあるかど うかを問わないものとし、見掛け比重が以下のものに限り。)	四五%
一 けいそう土 コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料(天然のも のに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。)並び にパミストーン及びエメリー 一 コランダム及びエメリーのうち エメリーサンド及びコランダムサンド(粉状のものを 含むものとし、課税価格が一キログラムにつき三三〇 円に満たないものに限り。)	五〇%
エメリーサンド及びコランダムサンド(粉状のものを 含むものとし、課税価格が一キログラムにつき三三〇 円以上のものに限り。)	一〇%
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石神用又は建築用 の石灰質の岩石(見掛け比重が二・五以上のものに限り。及び アラバスター(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいた ものを含む。)) 一 大理石	無税

二五・一九 のうち	二五・三〇 のうち	二五・三三 のうち	二五・〇一 のうち	二五・〇二 のうち	二五・〇五 のうち	二五・〇七 のうち	二五・一二 のうち	二五・一三 のうち	二五・一五 のうち
天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうか を問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)	一 マグネシアクリンカー 粗の天然はう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかどうかを問わな いものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに粗の 天然はう酸でオルトはう酸の含有量が乾燥状態において全重量 の八五%以下のもの	二 はう酸 ストロンチアナイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、 酸化ストロンチウムを除く。)及び鉱物(他の号に該当する鉱物 を除く。)並びに陶磁製品の破片 一 ストロンチアナイトその他の鉱物 (二) その他のもののうち 硝石(硝酸カリウム) 金属鉱(精鉱を含む。)及び焼いた硫化鉄鉱 二 銅鉱 三 ポーキサイト 六 モリブデン鉱 (一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込 数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条 件を勘案して政令で定める数量以内のもの 注 ただし、政令で定める数量は、モリブデン純分 二、〇〇〇トンに相当する量を下らないものとする。	(二) その他のもの 八 その他のもののうち 鉛鉱 注 A 第二六・〇一の七のアンチモン鉱について の譲許の撤回は、通告により終止させることが できる。 注 B 第二六・〇一の八の鉛鉱についての譲許 は、通告により撤回することができる。 注 C 注 A 及び注 B に規定する通告は、同じ日に行 なうものとし、注 A に規定する譲許の撤回の終 止及び注 B に規定する譲許の撤回は、同じ日に 効力を生ずるものとする。 石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭か ら製造したもの	無税	七・五%	無税	無税	無税	無税

二七・〇七 のうち	一 石炭のうち 歴青炭(灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八%以下のものに限る。) 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品 二 その他のもの (一) その他のもの C その他のもののうち トルエン キシレン	無税	二七・一二	ペトロラタム ワセリン その他のもの パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。) 一 パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう (二) その他のもののうち パラフィンろう	一、三八〇円
二七・一〇 のうち	石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。) (一) 揮発油 B その他のもの (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えていないものを含む)のうち 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの (b) 潤滑油(流動パラフィンを含む)のうち A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの のうち 流動パラフィン以外のもの B その他のもの 切削油、絶縁油及び流動パラフィン その他のもの 二 石油又は歴青油の調製品(一に掲げるものを除く。) (一) グリース (二) その他のもの A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの のうち 液状の潤滑剤 B その他のもの 石油ガスその他のガス状炭化水素 液化石油ガス	五%	二七・一三		一〇%
二七・一一 のうち	二七・一四 のうち 二七・一五 のうち 二八・〇三 のうち 二八・一二 のうち 二八・二〇 のうち 二八・二五 のうち 二八・三五 のうち 二八・三六 のうち 二八・四六 のうち 二八・五〇 のうち トンにつき	五%	二七・一四	二 石油コークス 天然アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタールサンド ギルソナイト 炭素(カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラックを含む。) カーボンブラック 酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	五%
		五%	二七・一五	三 その他のもの 石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物	一〇%
		五%	二八・一二	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%
		五%	二八・二〇	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%
		五%	二八・二五	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%
		五%	二八・三五	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%
		五%	二八・三六	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%
		五%	二八・四六	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%
		五%	二八・五〇	酸化ほう素及びほう酸 二 ほう酸 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム 二 水酸化アルミニウム 酸化チタン 硫化物及び多硫化物 二 その他のもののうち 硫化亜鉛 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む)及びスルホキシル酸塩 亜二チオン酸塩 ほう酸塩及び過ほう酸塩 一 ほう酸ナトリウム 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない)並びに合金、ディスプレイ	一〇%

シヨン及びサメット(核分裂性若しくは放射性の元素若しくは同位元素又はこれらの無機若しくは有機の化合物を含有するものに限り。)

放射性同位元素

過酸化水素(固形過酸化水素を含む。)

固形過酸化水素以外のもの

炭化水素

三 芳香族炭化水素

(一) トルエン

(二) キシレン

炭化水素のハロゲン化誘導体

一 クロロホルム

二 ジクロルジフェニルトリクロルエタン(DDT)及びベンゼンヘキサクロリド(BHC)のうち

ベンゼンヘキサクロリド(BHC、リンデンを除く。)

三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘプタクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロヘキソノナフタリン(アルドリン)

四 その他のもののうち

二臭化エチレン

一・二・ジブロム・三・クロルプロパン

塩素化テルペン(殺虫用のものに限り。)

非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 飽和一価アルコール及びその誘導体

(一) プロピルアルコール

三 多価アルコール及びその誘導体

(一) エチレングリコール

(二) プロピレングリコール

四 ソルビトール

フェノール及びフェノールアルコール

一 単核一価フェノール

(一) 石炭酸

三 多価フェノールのうち

ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの

フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九・〇七のうち

二九・〇六のうち

二九・〇四のうち

二九・〇二のうち

二九・〇一のうち

二九・〇五のうち

無税

一五%

一〇%

五%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

二五%

二九・〇八のうち

一 クロルフェノール
エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 ジエチレングリコール及びトリエチレングリコールのうち

トリエチレングリコール

二九・〇九のうち

三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二 その他のもののうち

ヘキサクロルエポキシオクタヒドロヘキソノナフタリン

一 ジメタノナフタリン及びヘキサクロルエポキシオクタヒドロヘキソノナフタリン

タヒドロヘキソノナフタリン

二九・一三のうち

ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルコールデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 ケトン官能化合物

(一) アセトン

二九・一五のうち

多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 しゅう酸

二九・一六のうち

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 アルコール酸及びその誘導体

(一) コール酸

二 フェノール酸及びその誘導体

(一) サリチル酸

(二) アセチルサリチル酸

二九・二二のうち

その他の脂肪酸エステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)

二〇%

二〇%

二〇%

二〇%

一五%

一五%

二〇%

二〇%

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その二)

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締結国間の第三

七七〇

のうち	びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九・二二のうち	一 パラチオン アミン官能化合物	二〇%
二九・二四のうち	三 オルトトールイジン 四 N-フェニル-N-ベンゾナフチルアミン、N・N'-ジフェニル-N-ベンゾナフチルフェニレンジアミン、N・N'-ジベンゾナフチル-N-ベンゾナフチルフェニレンジアミン及びN-フェニル-N-シクロヘキシル-N-ベンゾナフチルフェニレンジアミン	二五%
二九・二五のうち	五 その他のものうち ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの 第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピン	二五%
二九・二六のうち	二 レシチン アミド官能化合物 四 ジエチルアミノアセト-二・六-キシリジド 五 その他のものうち N-メチル-N-ナフチルカルバマート イミド官能化合物及びイミン官能化合物 二 ジフェニルグアニジン及びアルドール-アルファ-ナフチルアミン	一五%
二九・二七のうち	五 その他のものうち ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの ニトリル官能化合物 二 アセトニトリル	二五%
二九・三二のうち	有機いおう化合物 二 メチオニン 三 ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド 四 その他のものうち ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの 複素環式化合物及びスクレイン酸	二〇%
二九・三五のうち	一 フルフラール 四 N-アミノピリミジン 五 塩酸ヒドラジン 六 N-メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ-	二〇%
二九・三八のうち	二-ベンゾチアゾリルジスルフィド、N-シクロヘキシル-N-ベンゾチアゾリルスルフェンアミド、N-オキシジエチレン-N-ベンゾチアゾリルスルフェンアミド、N-メルカプトイミダゾリン、N-メルカプトベンゾイミダゾール並びに六-エトキシ-N-二・四-トリメチル-N-二-ジヒドロキノリン 一〇 その他のものうち 酒石酸デキストロー(パラ-メトキシベンジル) 二-メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロ-三-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ-三-メトキシ-N-メチルモルヒナン 三・四-ジメチル-N-アミノイソオキサゾール ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限り、天然のプロビタミンセントレイト及びビタミンセントレイトを含む)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない) 二 ビタミンA及びその誘導体 三 ビタミンB群及びその誘導体 (一) ビタミンB及びその誘導体 (二) その他のもの 四 ビタミンC及びその誘導体 五 ビタミンD及びその誘導体 六 その他のもの ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限り、及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの) 三 副腎皮質ホルモン及びその誘導体 (一) 酢酸コルチゾン 四 性ホルモン及びその誘導体 (二) テストステロン 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限り、及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 三 その他のもの (四) ペラドンナ葉の左旋性アルカロイド 糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、グルコ-	二五%
二九・三九のうち		一五%
二九・四二のうち		一五%
二九・四三のうち		一五%

[illegible]

三三・〇四のうち	天然又は人造の香氣性物質の二以上の混合物及び当該香氣性物質の二以上を主成分とした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限り。)	二 其他のものうち	二五%	のうち	リッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品(第三四・〇四号に該当する調製ものを除く。)	二〇%
三三・〇六のうち	調製香料及び化粧品類	二 おしろい	三〇%	三五・〇三のうち	一 つや出し用ワックスのうち	二〇%
	三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品のうち	三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品のうち	三〇%		二 メタルポリッシュのうち	一〇%
	口紅、紅、クリームその他油、脂又はろうの製品(香油、ボマード及びびげり用製品を除く。)	四 齒みがき	三〇%	三五・〇六のうち	ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)、ゼラチン誘導体並びに、魚膠及びアイシングラス	一〇%
	五 其他のものうち	五 其他のものうち	一五%		一 ゼラチン及びにかわのうち	一〇%
三四・〇一のうち	せつけん(薬用せつけんを含む。)	ひげり用製品、つめ化粧品、香及び線香以外のもの	三〇%		調製膠着剤(他の号に該当するものを除く。及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの	五%
	一 浴用せつけん(薬用のものを除く。)	液状又はペースト状のもの	三五%	三七・〇一のうち	一 小売用に包装したものうち	
	二 洗たくせつけん	芳香を付けたもの	二七%		天然ゴムの溶液及びペースト	
三四・〇三のうち	調製潤滑剤及び紡織用繊維、草その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は壓搾油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)	二 洗たくせつけん	二〇%	三七・〇二のうち	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(露光してないものに限り。)	二〇%
	グリース	一 浴用せつけん(薬用のものを除く。)	一五%		一 エックス線用フィルム	
	切削油及び絶縁油(石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえるものに限り。)	二 洗たくせつけん	二〇%		感光性のロール状フィルム(露光してないものに限り。)	二〇%
三四・〇四のうち	調製潤滑剤(石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえるものに限り。)	二 洗たくせつけん	二〇%		一 エックス線用フィルム	
	八四九四をこえる切削油及び絶縁油並びにグリースを除く。)	二 洗たくせつけん	二〇%		感光性のフィルム(露光してないものに限り。)	二〇%
	調製ろう(乳化したもの及び溶剤を含むものを除く。)	二 洗たくせつけん	二〇%		一 エックス線用フィルム	
	及び人造ろう(水溶性の人造ろうを含む。)	二 洗たくせつけん	二〇%		感光性のフィルム(露光してないものに限り。)	二〇%
三四・〇五	つや出し用ワックス	二 洗たくせつけん	二〇%		一 エックス線用フィルム	
	ポリエチレングリコール	二 洗たくせつけん	二〇%		感光性のフィルム(露光してないものに限り。)	二〇%
	はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルボ	二 洗たくせつけん	二〇%		一 エックス線用フィルム	

のうち	いものに限る。	一 映画用フィルム	二 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百
三・七・〇六 のうち	映画用サウンドトラックフィルム（露光し、かつ、現像したものに限る。）	フィルムが三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円
三・七・〇七 のうち	二 その他のもののうち フィルムが三五ミリメートルのもの	一メートル又はその端数につき三〇円	二〇%
三・八・〇五 のうち	二 その他のもののうち フィルムが三〇ミリメートルをこえるもののうち	一メートル又はその端数につき三〇円	二〇%
三・八・〇七 のうち	二 精製のもの ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限り）、ジペンテン（粗のものに限る）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。）	一メートル又はその端数につき三〇円	一〇%
三・八・〇八 のうち	一 テレピン油 二 バイン油 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油	一〇%	五%
三・八・一一 のうち	一 ロジン 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他	無税	
三・九・〇一 のうち	これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。）		
三・八・一三 のうち	二 その他のもの （一）その他のもののうち トリエタノールアンモニウム二・四・ジニトロ 六（一）メチルプロピル）フェノラートの製剤 メタアルデヒドの製剤		二〇%
三・八・一四 のうち	金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とその他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品		二〇%
三・八・一五 のうち	一 溶接用のフラックス アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤		二〇%
三・八・一九 のうち	一 テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤のうち テトラエチル鉛製剤		一〇%
三・八・一九 のうち	調製したゴム加硫促進剤		二五%
三・八・一九 のうち	化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品天然物のみの混合物を含む）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）		一五%
三・八・一九 のうち	二 液状アルキルアール炭化水素の混合物		一五%
三・八・一九 のうち	三 液状ポリエチレングリコール		二〇%
三・八・一九 のうち	四 ナフテン酸		一五%
三・八・一九 のうち	五 触媒		一五%
三・八・一九 のうち	（一）その他のもののうち バナジウム触媒以外のもの		一五%
三・八・一九 のうち	六 ゴム老化防止剤		二五%
三・八・一九 のうち	七 耐火セメント及び耐火モルタルのうち 高温耐火セメント及び高温耐火ボンディングモルタル		一五%
三・八・一九 のうち	一〇 その他のもののうち 高温耐火性建設材料		一五%
三・八・一九 のうち	フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアルキルエス テルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合物、 重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの及び 線状分子構造のものを含む。）		
三・八・一九 のうち	一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解し		

昭和四十二年七月十四日 参議院会議録第二十五号(その二)

關する千九百六十七年五月五日の締約國團の第三

四四・〇四のうち	木材(荒く角にし、又は太鼓落としたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)	三	二〇%	四七・〇一のうち	木材(荒く角にし、又は太鼓落としたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)	二	三〇%
	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)	無税			一 木材パルプ		
	二 その他のもののうち	無税			二 その他のもの		
	チーク	無税			(一) 人造プラスチック製のもののうち		
四四・〇五のうち	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工しないものうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)	二〇%			フェニール樹脂以外の合成樹脂製のもの		
	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)	二〇%			パルプ(植物性繊維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限る。)		
	二 その他のもののうち	無税			一 木材パルプ		
	チーク	無税			(二) 化学パルプ		
四四・一四のうち	木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)、薄板及び合板用単板(厚さが五ミリメートル以下のものに限る。)	無税			A サルファイトパルプ		
	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)	無税			B クラフトパルプ		
	二 その他のもののうち	無税			機械すきの紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)		
	薄板(単に切り、ひき又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。)	二〇%			一 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)		
	紙又は織物のうち	二〇%			(二) その他のもの		
	チークの薄板(単に切り、ひき又は割つたものに限るものとし、紙又は織物で補強したものを除く。)	無税			四 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。)		
	合板用単板	無税			紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。))		
四四・一五のうち	合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)	一五%			六 カーボンペーパー		
	合板	一五%			壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー		
四六・〇一のうち	さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)	二〇%			一 壁紙及びリンクラスタ		
	二 その他のもの	二〇%			カーボンペーパーその他の複写紙(謄写版原紙を含む。)		
四六・〇二のうち	(一) 人造プラスチック製のもののうち	三〇%			ランスファペーパー(特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。)		
	フェニール樹脂以外の合成樹脂製のもの	三〇%			一 カーボンペーパー		
	組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シ	三〇%			紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器		
		三〇%			一 紙袋		
		三〇%			二 その他のもの		
		三〇%			紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの		
		三〇%			製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッディングのその		
		三〇%			他の製品		
		三〇%			二 その他のもののうち		
		三〇%			製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		

四九・〇一	印刷した書籍(仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。)	無税
四九・〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物(さし絵があるかどうかを問わない。)	無税
四九・〇三	幼児用の絵本及び習画本	無税
四九・一一	写真、印刷した絵画及びその他の印刷物	無税
五〇・〇一	二 其他のものうち 一 広告用の印刷した書籍(仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。及び定期刊行物 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)	無税
五〇・〇二	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものうち ナイロンの糸(一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。)	二四%
五〇・〇三	一 合成繊維の材料で製造したものうち 合成繊維の単繊維(一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。)	二五%
五〇・〇四	一 合成繊維の材料で製造したストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む。)	二五%
五〇・〇五	一 合成繊維の長繊維の糸(小売用の糸に限る。)	三〇%
五〇・〇六	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものうち 合成繊維の糸(一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。)	二五%
五〇・〇七	一 合成繊維又はアセテート繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一又は第五一・〇二の単繊維又はストリップの織物を含む。)	二五%
五〇・〇八	一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものうち 合成繊維のみから成る織物並びに合成繊維及びアセ	二五%
五〇・〇九	テート繊維のみから成る織物(幅が一・二七ミリメートルをこえるものに限るものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。)	二〇%
五〇・一〇	一 アルパカの毛	無税
五〇・一一	実綿及び線綿(カードし又はコムしたものを除く。)	無税
五〇・一二	線綿	無税
五〇・一三	綿糸(小売用の糸を除く。)	無税
五〇・一四	二 其他のもの (一) 綿糸、カタン糸、ししゅう糸及びレース糸のうち レース糸(漂白し、染色し又はマーセライズしたものに限る。)	七・五%
五〇・一五	綿糸(小売用の糸に限る。)	七・五%
五〇・一六	一 合成繊維の短繊維(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)	二五%
五〇・一七	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものうち ポリアクリロニトリル短繊維及びポリエステル短繊維	二五%
五〇・一八	一 合成繊維の短繊維及びびくす(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限る。)	二五%
五〇・一九	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものうち ポリアクリロニトリル短繊維及びポリエステル短繊維	二五%
五〇・二〇	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものうち 合成繊維の糸(合成繊維の重量が全重量の九〇%以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。)	二五%
五〇・二一	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるものうち 合成繊維の糸(合成繊維の重量が全重量の九〇%以上のもので、一メートルの重量が〇・五グラム以下のものに限る。)	二五%

開利入
確認書

七七八

のうち	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもののうち	二〇%
五七・〇四のうち	その他の植物性紡織用繊維(精紡したものを除く)及びそのくず(ぼろ又は綱を反毛したものを含む)	無税
五九・一六のうち	一 カボック繊維及びサイザル麻繊維 伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルトチェーン(紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない)	一五%
五九・一七のうち	コンベア用のエンドレスベルト	一五%
六〇・〇三のうち	紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品(通常機械に使用するものに限る)	一五%
六〇・〇三のうち	二 製紙用フェルト(エンドレスのものに限る)	一五%
六〇・〇三のうち	くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く)	一五%
六一・〇一のうち	一 合成繊維製のもの	三〇%
六一・〇一のうち	(一) 女子用の長くつ下のうち ナイロン製のもの	三〇%
六一・〇一のうち	男子用の外衣類	四〇%
六一・〇一のうち	一 毛皮付きのもののうち 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート	二一%
六一・〇一のうち	二 その他のもののうち 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限る)	二一%
六一・〇一のうち	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限る)	二一・五%
六一・〇一のうち	女子用又は乳幼児用の外衣類	四〇%
六一・〇一のうち	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきました金属、寶石、半寶石又は真珠を用いたものうち 毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート	四〇%
六五・〇一のうち	二 ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたものうち	四〇%
六五・〇一のうち	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート(ししゅうしたものに限る)	三〇%
六五・〇一のうち	綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限るものとし、ししゅうしたものを除く)	二一%
六五・〇一のうち	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限るものとし、ししゅうしたものを除く)	二一・五%
六五・〇一のうち	三 その他のもののうち 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限る)	二一%
六五・〇一のうち	毛製又は毛に他の繊維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限る)	二一・五%
六五・〇一のうち	ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類付属品(製品にしたものに限る)	二一・五%
六五・〇一のうち	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これは張り若しくはめつきました金属、寶石、半寶石又は真珠を用いたものうち 金(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る)、銀又は白金族の金属を用いたもの	五〇%
六五・〇一のうち	三 その他のもののうち ベルト及び記章以外のもの	二〇%
六五・〇一のうち	はき物(本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一に該当するものを除く)	二〇%
六五・〇一のうち	一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたものうち 甲が革製のもの(本底が革製、ゴム製又はコンボジション製のものに限るものとし、スリッパその他の室内用はき物を除く)	二七%
六五・〇一のうち	二 その他のもの (一) 本底が革製のものうち キャンパスシューズ	二七%
六五・〇一のうち	帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る)並びにフェルト製のプラトウ及びマンション(スリットマンションを含む)	二七%
六五・〇一のうち	帽体 フェルト製の帽子(第六五・〇一に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない)	二五%

六七・〇五 のうち	二 その他のもの 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(材料を問わない)。 二 その他のもの (一) その他のもの フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの 石碑用又は建築用の石(加工したものに限り。及びその製品(モザイク、キープを含むものとし、第六八・〇一又は第六九類に該当するものを除く。)) 一 大理石(みがいたものに限り。及び大理石製品 大理石の板(みがいたものに限り。) その他のもの 二 その他のもの 大理石の板 石綿(加工したものに限り。及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品(補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。))並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物及びこれらの製品 石綿製品(糸、ひも、ロープ又は板の形状のものを除く。) ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限り。織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。) 石綿製品(板状のもの及び自動車の部分品を除く。) 自動車の部分品 耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一又は第六九・〇二号に該当するものを除く。) 耐火レンガ、耐火ブロックその他これらに類する建設用耐火製品(耐火タイルを除く。) その他の耐火製品(たとえば、レトルト、ろつぽ、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒、第六九・〇一又は第六九・〇二号に該当するものを除く。) 理化学用のもの 建設用レンガ(床用ブロック、サポートタイル、ファイラタイルその他これらに類する物品を含む。) 耐火レンガ	二五%
六八・〇二 のうち	三〇%	
六八・一三 のうち	一五%	
六八・一四 のうち	一五%	
六九・〇二 のうち	一五%	
六九・〇三 のうち	一〇%	
六九・〇四 のうち	一五%	
六九・〇九 のうち	二五%	
七〇・一三 のうち	一五%	
七〇・一四 のうち	一五%	
七〇・一五 のうち	二〇%	
七〇・一七 のうち	一五%	
七〇・一八 のうち	一五%	
七〇・一九 のうち	一五%	
七〇・二五 のうち	二〇%	
七〇・二六 のうち	一五%	
七〇・二七 のうち	一五%	
七〇・二八 のうち	一五%	
七〇・二九 のうち	一五%	
七〇・三〇 のうち	一五%	
七〇・三一 のうち	一五%	
七〇・三二 のうち	一五%	
七〇・三三 のうち	一五%	
七〇・三四 のうち	一五%	
七〇・三五 のうち	一五%	
七〇・三六 のうち	一五%	
七〇・三七 のうち	一五%	
七〇・三八 のうち	一五%	
七〇・三九 のうち	一五%	
七〇・四〇 のうち	一五%	
七〇・四一 のうち	一五%	
七〇・四二 のうち	一五%	
七〇・四三 のうち	一五%	
七〇・四四 のうち	一五%	
七〇・四五 のうち	一五%	
七〇・四六 のうち	一五%	
七〇・四七 のうち	一五%	
七〇・四八 のうち	一五%	
七〇・四九 のうち	一五%	
七〇・五〇 のうち	一五%	
七〇・五一 のうち	一五%	
七〇・五二 のうち	一五%	
七〇・五三 のうち	一五%	
七〇・五四 のうち	一五%	
七〇・五五 のうち	一五%	
七〇・五六 のうち	一五%	
七〇・五七 のうち	一五%	
七〇・五八 のうち	一五%	
七〇・五九 のうち	一五%	
七〇・六〇 のうち	一五%	
七〇・六一 のうち	一五%	
七〇・六二 のうち	一五%	
七〇・六三 のうち	一五%	
七〇・六四 のうち	一五%	
七〇・六五 のうち	一五%	
七〇・六六 のうち	一五%	
七〇・六七 のうち	一五%	
七〇・六八 のうち	一五%	
七〇・六九 のうち	一五%	
七〇・七〇 のうち	一五%	
七〇・七一 のうち	一五%	
七〇・七二 のうち	一五%	
七〇・七三 のうち	一五%	
七〇・七四 のうち	一五%	
七〇・七五 のうち	一五%	
七〇・七六 のうち	一五%	
七〇・七七 のうち	一五%	
七〇・七八 のうち	一五%	
七〇・七九 のうち	一五%	
七〇・八〇 のうち	一五%	
七〇・八一 のうち	一五%	
七〇・八二 のうち	一五%	
七〇・八三 のうち	一五%	
七〇・八四 のうち	一五%	
七〇・八五 のうち	一五%	
七〇・八六 のうち	一五%	
七〇・八七 のうち	一五%	
七〇・八八 のうち	一五%	
七〇・八九 のうち	一五%	
七〇・九〇 のうち	一五%	
七〇・九一 のうち	一五%	
七〇・九二 のうち	一五%	
七〇・九三 のうち	一五%	
七〇・九四 のうち	一五%	
七〇・九五 のうち	一五%	
七〇・九六 のうち	一五%	
七〇・九七 のうち	一五%	
七〇・九八 のうち	一五%	
七〇・九九 のうち	一五%	
七〇・一〇〇 のうち	一五%	

七〇・二〇のうち	ス製の粒(パロティニ) ガラス製のキニープ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く)並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品(貴金屬又はこれをめつきた金屬を用いたものを除く)、ガラス繊維(ガラスウールを含む)、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品	一五%	七二・一四のうち	銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの(ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、はうき及びブラシを除く)	五〇%
七〇・二二のうち	一 ガラス繊維の織物のうち 幅が三〇・四八センチメートルをこえるもの その他のガラス製品 石英ガラス製のものの以外のも 貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く)とともに、格付けしない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む)	二〇% 一五%	七二・一五のうち	二 その他のもののうち 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るもの) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	五〇% 五〇%
七一・〇二のうち	二 その他のもの (一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの B その他のもののうち 半貴石及びダイヤモンド以外のもの	一五%	七三・〇五のうち	二 その他のもののうち 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るもの) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	三五%
七一・〇三のうち	合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く)とともに、格付けしない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む)	五%	七三・一五のうち	二 その他のもののうち 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るもの) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	一五%
七一・一二のうち	一 機械用又は工業用に供するために形作つたものうち 半貴石及びダイヤモンド以外のもの 身辺用細貨類及びその部分品(貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限るもの) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	五%	七三・二二のうち	二 その他のもののうち 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るもの) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	一五%
七一・一三のうち	金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、時計用又はめがね用のくさりその他の身辺装飾用のくさりを除く) 細工品及びその部分品(貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く) 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、はうき及びブラシを除く)	五〇%	七三・二四のうち	二 その他のもののうち 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るもの) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの	一五%

七三・一五
のうち

合金鋼及び高炭素鋼（第七三・一〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。）

二 高炭素鋼（一に掲げるものを除く。）のうち

帯及び板（冷間圧延をしたものうち、巻いたもので炭素の含有量が全重量の〇・七五％以上のものに限る。）

鋼線（金属をめぐしてないものに限るものとし、炭素の含有量が全重量の〇・七％以上で、りん及びいおうの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇三％以下のものを除く。）

七三・一七
のうち

鉄鋼の管及び素管（鉄鋼管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。）

二 その他のものうち

継目なし又は溶接のもので、金属をめぐしてないもの（外径が一六七ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるケーシング及び外径が一〇ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるアップセットドリルパイプを除く。）

七三・一九
のうち水力発電用高圧導水鋼管（補強してあるかどうかを問わない。）
継目なし又は溶接のもので、金属をめぐしてないもの（合金鋼のものを除く。）七三・二〇
のうち

鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手

鉄鋼製又は可鍛鉄製のもの

七三・二二
のうち

構造物及びその部分品（たとえば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料

無水式ピストン型ガスホルダーの部分品
構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料（一部組み立てたものを含むものとし、家屋用、電柱用又は船舶用のものを除く。）七三・二三
のうち

鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）

七三・二四
のうち無水式ピストン型ガスホルダー
鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンドラーその他これに類する耐圧容器七三・二五
のうち圧縮ガス充てん用シリンドラー
より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）七三・二九
のうちロープ（直径が七〇ミリメートル以上のものに限る。）
鉄鋼製のくさり及びくさり部分品
くさり（定尺又はエンドレスのもので機械用又は車両用のもの及び機械用のチェーンベルチングを除く。）七三・三一
のうち鉄鋼製のくさり、びより、またぐき、かぎくき、波形くき、かすがい、飾りくき、スパイク及び画びより（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）
馬ていくき七三・三五
のうち鉄鋼製のばね及びばね板
一 自動車用のシャシばね及びそのばね板
その他の鉄鋼製品七三・四〇
のうちエンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む。）
銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず七四・〇一
のうち二 塊（一に掲げるものを除く。）
（一）銅（合金を除く。）のもの
A 銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの
(a) 電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）のうち
ブリストラー銅の棒
(b) その他のものうち
ブリストラー銅の棒銅の棒、形材及び線
一 棒及び形材
(二) 黄銅又は青銅のもの
銅の管、素管及び中空棒七四・〇三
のうち二 黄銅又は青銅のものうち
金属をめぐしてないもの
ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）七四・〇七
のうち

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）

七四・一一
のうち

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）

七四・一一
のうち

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）

七四・一四 のうち	二 その他のもののうち 織つたもの(エンドレスのものを除く。)	二〇%
七四・一八 のうち	銅製のくぎ、びょう、またぐき、かぎぐき、かすがい、飾りく ぎ、スパイク及び画びょう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを 含む。)	五〇%
七四・一九 のうち	一 貴金属をめつきしたものの 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品 (銅製のものに限り。)	五〇%
	二 貴金属をめつきしたものの その他の銅製品	五〇%
七五・〇六 のうち	一 貴金属をめつきしたものの その他のニッケル製品	一五%
八一・〇三 のうち	一 塊、粉及びフレーク タンタル及びその製品	一〇%
八一・〇二 のうち	一 塊、粉及びフレーク のこぎり(機械式のものを除く。)	一五%
	二 機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)	一八%
	三 手工具(ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、 ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに 類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、 レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。)	一五%
八二・〇四 のうち	手工具(パイプカッター、やつとこ、ニッパ、ブライヤー 及びやすりを除く。)	一五%
	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、 この類の他の号に該当するものを除く。)、トーチランプ、金敷 き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじり並びに	
八二・一〇 のうち	フレイムに取り付けたグライディングホイールで手回し式又 は足踏み式のもの	一五%
八二・一一 のうち	手道具及び手工具(かなづち、ラッチェット、らせん鋸、ダ イストック、スクリューブレード、コルクスクリュー及びダ イヤモンドを用いた刃物を除く。)、トーチランプ、機械用以 外のクランプ、可搬式かじり並びにフレイムに取り付けたグ ライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	一五%
八二・一二 のうち	手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の交換性工具(伸 縮用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むも のとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、プロ ーチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあ け、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限り。)	
八二・一三 のうち	一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリーナタップのうち ねじれ鋸	二〇%
八二・一四 のうち	二 ミリングカッター及びギヤカッター ミリングカッター ギヤカッター	一八%
	三 その他のもの	一五%
八二・一五 のうち	(一) 超硬工具(金属炭化物を焼結した物品を用いたものに 限り。)	一五%
	(二) 機械用刃工具(ダイヤモンド工具のうち 機械用刃工具(ダイヤモンドを用いたものを除く。)	一五%
	(三) その他のもの	一五%
八二・一六 のうち	ナイフ(のこぎり状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含む、刃 を付けたものに限り。)	一八%
八二・一七 のうち	二 その他のもの	一八%
八二・一八 のうち	ナイフの刃(第八二・一〇九号のナイフ用のものに限り。)	一八%
八二・一九 のうち	はさみ(テラースシャヤーを含む。)	一八%
八二・二〇 のうち	その他の刃物(たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用 クリーパー及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はカイ ロパティ用のセット及び用具(つめやすりを含む。)	一八%
八二・二一 のうち	二 その他のもの	一八%
八二・二二 のうち	刃物(ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。)	一八%
八二・二三 のうち	スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひ しやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具	一八%

昭和四十二年七月十四日 参議院會議録第二十五号(その二)

良利及
確認書

八三・〇二 のうち	二 その他のもの テーブルフォーク及びスプーン 車金銀製の取付具（ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限り。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 二 その他のもの 自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレイラー（第八七・〇一又は第八七・〇二に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品	二〇%
八三・〇六 のうち	車金銀製の小像その他の室内装飾品 一 貴金属をめつきたもの ランプその他の照明器具及びその部分品（車金銀製のものに限るものとし、第八五類（第八五・一二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。） 安全燈、シールドホルダー及び電子照明式のものを以外のもの 車金銀製のビーズ及びスパンクル 一 貴金属をめつきたもの 車金銀製の類縁その他これに類する縁及び鏡 一 貴金属をめつきたもの 車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八三・〇七 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八三・一〇 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八三・一二 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八三・一三 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八三・一五 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八四・〇一 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%
八四・〇二 のうち	車金銀製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシニール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用付属品 王冠	五〇%

八四・二一 のうち	鉄鋼製の回転式ポンプ(重量が五、〇〇〇キログラム以下のものに限るものとし、タービンポンプ、ロータリーピストンポンプ及びギヤポンプを除く。)	一五%
八四・二二 のうち	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。)並びにファン、送風機その他これらに類する機械	一五%
八四・一四 のうち	二 気体圧縮機のうち 重量が五、〇〇〇キログラム以下のもの 三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち ディーゼル機関用排気タービン過給機 エアコンディショナー(動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。)	一五%
八四・一五 のうち	二 その他のものうち 電動機により作動するもの 炉(工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。)	一五%
八四・一七 のうち	理化学用の炉 自動食品ベーキングマシン 冷蔵庫(冷凍機構を自蔵するものに限る。)	一五%
八四・一六 のうち	二 冷蔵庫のうち 電気冷蔵庫(容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。)	一五%
八四・一七 のうち	ガス冷蔵庫 燈油冷蔵庫 二 冷凍機構を有する機械のうち 冷凍機(重量が一〇〇キログラムをこえるものに限る。)	一五%
八四・一七 のうち	冷凍機(重量が一〇〇キログラムをこえるものに限る。)	一五%
八四・一七 のうち	アイススクリームフリーザー つや出しロール機その他これに類するロール機(金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。)	一五%
八四・一七 のうち	革仕上げ機 鉄鋼製のロール(重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。)	一五%
八四・一七 のうち	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器(理化学用のものを除く。家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。)	一五%
八四・一八 のうち	ない瞬間湯かし器及び貯蔵式湯かし器 理化学用のもの その他のものうち 牛乳殺菌機 牛乳乾燥機 プレート型熱交換機 重合タンク 遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。)	一五%
八四・一九 のうち	一 遠心分離機及びその部分品のうち 理化学用のもの その他のものうち クリーム分離機(コニカルディスクを有するものに限る。)	一五%
八四・一九 のうち	二 その他のものうち 理化学用のもの その他のものうち 電気式濾水型プレシピテーター プラットフォーマー用の循環ガス洗浄塔 石油精製用の脱ろうフィルター 清浄用又は乾燥用の機械(びんその他の容器に用いるものに限る。)	一五%
八四・一九 のうち	はラベルはり付け用の機械(びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。)	一五%
八四・一九 のうち	入機及びさら洗機 一 オートマチックラッピングマシン及びその部分品のうち オートマチックラッピングマシン 二 その他のものうち 自動びん清浄機 びん詰機 噴射用、散布用又は噴霧用の機器(手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。)	一五%
八四・一九 のうち	及び消火器(消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。)	一五%
八四・一九 のうち	及びスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器 人力散粉機及びその部分品 ニューマチックマシン	一五%

七八五

[illegible]

七
八
六

五〇号に該当するものを除く。)

一 工作機械

(イ) 旋盤

A 普通旋盤(ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。)

B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)

C 単軸自動旋盤(棒材用のものに限る。)

D 立旋盤(テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。)

E その他のもので
多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のを除く。)
その他のもので

(ロ) ボール盤及び中ぐり盤
A 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)

C その他のもので
中ぐり盤(治具中ぐり盤を除く。)

(ハ) フライス盤

A 万能工具フライス盤
B ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものでうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。)

C プラノミラー(テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。)

D その他のもので
ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもので及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。)

(ニ) 研削盤

A 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センタレス式のものを除く。)

B 平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル

二五%

二五%

二五%

二五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

二五%

二五%

二五%

二五%

一〇%

一五%

二五%

八四・四七 のうち	ルに満たない長テーブル式のものに限る。) C その他のもの 平面研削盤 (研削することができ長さが三、〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。) ねじ研削盤 その他のもの 歯切盤及び歯車仕上機械 A 単軸ホブ盤 (立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。) B その他のもの 平歯車形削盤 (ピニオン工具型のもので加工することができ直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができ直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。) その他の歯切盤 平歯車研削盤 二 その他のもの (一) ペンディングマシン (二) プレスのうち 液圧プレス (三) 剪断機のうち 金属板用のもの 木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械 (第八四・四九号に該当するものを除く。) 木材加工機械 液圧プレス 第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてもつばら使用する部分品及び附属品 (加工物保持具、ツールホルダー、自動開きタイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む) 並びに手工具又は手持工具に用いるツールホルダー 液圧プレス (金属加工用のものを除く) の部分品 鉄鋼製のロール (重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。) 手持工具 (ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自	二五%
八四・四九	蔵するものに限る。) 一 ニューマチックツール及びその部分品のうち ニューマチックツール タイプライター (計算機構を有するものを除く。) タイプライター 一 タイプライター (二) その他のもの 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 一 電子計算機 (一) 計数型電子計算機 (計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機 (計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)) のうち 計数型電子計算機本体 (二) その他のもの 計算機本体 二 電動式計算機 (一) に掲げるものを除く。) 三 簿記会計機 四 金銭登録機 五 その他のもの 手動式計算機 せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械 一 計数型電子計算機 (計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機 (計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)) に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。ののうち 計数型電子計算機本体 三 その他のもの せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機 (電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵するものに限る。)、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機	一五%
八四・五三 のうち	蔵するものに限る。) 一 ニューマチックツール及びその部分品のうち ニューマチックツール タイプライター (計算機構を有するものを除く。) タイプライター 一 タイプライター (二) その他のもの 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 一 電子計算機 (一) 計数型電子計算機 (計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機 (計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)) のうち 計数型電子計算機本体 (二) その他のもの 計算機本体 二 電動式計算機 (一) に掲げるものを除く。) 三 簿記会計機 四 金銭登録機 五 その他のもの 手動式計算機 せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械 一 計数型電子計算機 (計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機 (計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)) に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。ののうち 計数型電子計算機本体 三 その他のもの せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機 (電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵するものに限る。)、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機	一五%

品名	品目	税率
簿記会計機	八四・五四	一〇%
その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとり機）	八四・五四	一五%
二 その他のもののうち		
謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機		一五%
事務用機器（ステープリングマシン、チェックパーホルター、鉛筆削り機その他これらに類する機器で手動式のものと及び印刷機を除く。）		一五%
第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもつばら使用する部分品及び付属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）		一五%
計算機（手動式のものを除く。）の部分品		一五%
金銭登録機の部分品		一五%
タイプライターの部分品		一五%
簿記会計機の部分品		一五%
せん孔カード式統計機械の部分品		一〇%
謄写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機の部分品		一五%
選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉碎機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の成形機		一五%
コンクリートミキサー		一五%
れんが製造機		一五%
ニューマチックマシン		一五%
鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）		一五%
液圧プレス及びその部分品		一五%
ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械		一五%
真空管用の自動ブローイングマシン		一五%
鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこえるものに限る。）		一五%
液圧プレス及びその部分品	八四・五九	一五%
機械類（原則としてもつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）		
一 プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品のうち		
合成樹脂加工用のエクストルuder		一五%
合成樹脂加工用のトランスファーモールディングマシン		一五%
合成樹脂加工用のインジェクションモールディングマシン		一五%
連続式ゴム絶縁機		一五%
液圧プレス及びその部分品		一五%
二 より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する綱又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品のうち		
より線機及びその部分品		一五%
三 貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品のうち		
鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホルダー及びその鉄鋼製部分品		一〇%
七 その他の機械類及びその部分品		
（一）機械類のうち		
ドロマイト投射機		一五%
自動コイル巻機		一五%
重合タンク		一五%
密閉式連続マーガリン製造機		一五%
ベレット銅料製造機		一五%
ニューマチックマシン		一五%
（二）機械類の部分品のうち		
鉄鋼製のロール（重量が一、〇〇〇キログラムをこ		一五%

八四・六一のうち
えるものに限る。
一五%

コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）

鉄鋼製又は銅製のもの（貴金属を用いたもの、金属をめつぎしたもの並びに減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁及び車両用の弁を除く。）

八四・六二のうち
一五%

ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング

一 ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング

二 ベアリングの部分品のうち

ボール、ニードル及びローラー以外のもの

八四・六三のうち
二五%

伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレインベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手

一 無段変速機及びその部分品

二 その他のものうち

モーゴイル式ベアリング

八五・〇一のうち
一五%

発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機及びインダクター

一 発電機のうち

原動機（蒸気タービンを除く）と結合したもの

二 電動機

(一) 重量が五〇〇キログラム以下のもの

手持工具（電動装置を自蔵するものに限る。）

八五・〇五のうち
一五%

部分品以外のもの

八五・〇六のうち
家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）

一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品のうち

真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁しぼり機

二 その他のものうち

可搬式電気機器

内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む）並びに内燃機関に附属する発電機及びその開閉器

二 点火プラグのうち

自動車用のもの以外のもの

八五・〇九のうち
一五%

電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）

一 自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）のうち

部分品以外のもの

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器

一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品のうち

理化学用のもの

二 電気溶接機器及びその部分品のうち

自動電気溶接機

有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）

有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）及

八五・一三のうち
一五%

八五・一五 のうち	びその部分品(第八五・一三号及び第八五・一五号の物品に 共通してもつばら使用する部分品を除く。) 無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジ オ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器(蓄音機 を自蔵するものを含む)並びにテレビジョンカメラ、航行用無 線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器 一 ラジオ受信機(シャシを含む) (一) 音声再生機を自蔵するもののうち 電気蓄音機 (二) その他のもののうち ラジオ受信機(シャシを除く) 二 テレビジョン受像機(シャシを含む) 陰極線管の映像面の最大径が五三・三四センチメー トル以上のもの(カラーテレビジョン受像機を除く) 陰極線管の映像面の最大径が五三・三四センチメー トル以上のカラーテレビジョン受像機 その他のもの 三 レーダー 熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、 陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含 む)、光電池、トランジスターその他これに類する半導体を有 する物品並びに圧電気結晶素子 一 熱電子管のうち 理化学機器用のもの 受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう)を除く) 通信機器用のもの 二 トランジスターその他これに類する半導体を有する物品 のうち	一五%
八五・二二 のうち	三 集積回路 その他のもののうち 理化学機器用のもの 電気機器(原則としてもつばら他の機器の部分品として使用さ れるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く) 二 その他のもののうち 理化学用のもの 一に掲げるものの部分品 電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物 品(エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸 ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを 問わない) 一 電力ケーブル及び通信ケーブルのうち 鍍装ゴムケーブル及び海底通信ケーブル以外のもの 二 合成ゴムで被覆したもの(一に掲げるものを除く)のう ち フレキシブルコード並びに鍍装したケーブル及び線以 外のもの 三 その他のもののうち 人造プラスチックで被覆したもの(フレキシブルコー ド並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線を除く)及 び巻線 その他のもの(フレキシブルコード並びに鍍装したゴ ムケーブル及びゴム線を除く) トラクター(動力取出し機構、ウインチ又はプリーを有する ものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く) 一 車輪式のもののうち 蒸気機関式のもの及び三輪式のもの以外のもの	三五% 一八% 二〇% 二五% 三〇% 一五% 一五% 一五% 一五% 二五% 二〇% 一八% 二〇%
八七・〇一 のうち	二〇%	二〇%

八七・〇二のうち	二 その他のものうち 無限軌道式のもの(蒸気機関式のものを除く。) 乗用自動車及び貨物自動車(スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。) 一 乗用自動車(レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。) (一) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のものうち 三輪車以外のもの (二) ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるものうち 三輪車以外のもの 三 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャトルカーを除く)のうち ストラッドルキャリアー(シャシの下に荷物をかかえて運搬するものに限る。) トラック(ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、三輪車を除く。) 積載能力が一八トン以上のもの その他のもの 原動機付きのシャシ(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。) 乗用ジープ用のもの 乗用自動車用のもの(ホイールベースが二五四センチメートルをこえるものに限るものとし、乗用ジープ用のもの及び三輪車用のものを除く。) 車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二	一五%
八七・〇六のうち	号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。) 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。)(用の車体その他のもの(無限軌道式車両用のものを除く。)) 部分品及び附属品(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。) 一 シャシのうち 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。)(用のもの) その他のもの(無限軌道式車両用のものを除く。) 二 その他のものうち 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。)(の部分品 その他の部分品(無限軌道式車両用のものを除く。) モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車(サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。)並びにサイドカー 二輪自動車(機関の総排気量が九〇一・三立方センチメートル以上のものに限る。) 二輪自動車(機関の総排気量が九〇一・三立方センチメートルに満たないものに限る。) その他の車両(トラクターを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。及びその部分品 一 トレーラー(第八七・〇一号又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。及びその部分品 気球及び飛行船 飛行船 飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート 一 飛行機(ヘリコプターを除く。) (二) 四基以上の原動機を有するもの	一五%
八七・〇九のうち	二七%	三五%
八七・一四のうち	二七%	二七%
八八・〇一のうち	三〇%	三〇%
八八・〇二のうち	三〇%	三〇%

八八・〇三のうち	(一) その他のもの 二 ヘリコプター 四 その他のもののうち ロートシュート以外のもの 部分品(第八八・〇一又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。)	一五%
九〇・〇一のうち	航空機(気球を除く。)の部分品(プロペラを除く。) レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板 めがね用のガラス レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。)	一五%
九〇・〇二のうち	一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のものうち 写真機用又は映画撮影機用のレンズ 顕微鏡用のもの 二 その他のもののうち 理化学用のもの めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品 二 その他のもののうち	一五% 一五% 一五%
九〇・〇三のうち	金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のフレーム 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。)	一五%
九〇・〇六のうち	天体観測用機器(望遠鏡、子午儀、赤道儀その他望遠鏡を主体とする機器を除く。及びその台その他の取付具	一五%
九〇・〇七のうち	写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。)	二〇%
九〇・〇八のうち	(一) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの 暗箱以外のもの (二) その他のもののうち 暗箱以外のもの 映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機(これらを組み合わせたものを含む。)	二〇% 二〇% 二〇%
九〇・〇九のうち	一 撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品 (一) 使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のものうち 映写機 (二) その他のもののうち 撮影機 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	二〇% 二〇% 二〇%
九〇・一一のうち	二 その他のもののうち 写真引伸機 顕微鏡及び回折機器(電子式又は陽子式のものに限る。)	一五%
九〇・一二のうち	回折機器 光学顕微鏡(写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。)	一五%
九〇・一三のうち	光学機器(サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。)	一五%
九〇・一四のうち	理化学用のもの 土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、針盤及び測距儀 針盤並びにその部分品及び附属品 高度計	一五% 一五% 一五%

九〇・一六 のうち	気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器（理化学用のものに限り）並びにこれらの部分品及び附属品 製図機器（パンタグラフその他の写真機器を含む）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機 一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品のうち デバイダー 二 その他のもの （一） その他のものうち マイクロメーター、キャリパー、レベル、ゲージ、ロック、直尺及び分度器 マイクロレーター その他のものうち理化学用のもの	一五%
九〇・一七 のうち	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。） 医療用（麻酔用を含む。）又は獣医用の機器並びにその部分品及び附属品（歯科用の機器、電気機器、外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。） 単に電動機で動作する機器（歯科用のものを除く。）並びに外科用の電気機器並びにその部分品及び附属品 医療用又は獣医用の電気機器（外科用のもの及び単に電動機で動作するものを除く。） 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	一五%
九〇・一八 のうち	医療用の機器（歯科用のもの及び電気機器を除く。）並びにその部分品及び附属品 単に電動機で動作する機器並びに外科用の電気機器並びにその部分品及び附属品 医療用又は獣医用の電気機器（外科用のもの及び単に電動機で動作するものを除く。） 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	二〇%
九〇・一九 のうち	医療用の機器（歯科用のもの及び電気機器を除く。）並びにその部分品及び附属品 単に電動機で動作する機器並びに外科用の電気機器並びにその部分品及び附属品 医療用の電気機器（歯科用のもの、外科用のもの及び単に電動機で動作するものを除く。） 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器及びそれ木その他の骨折治療具 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼その他人造の人体の部分（義歯を除く。）及びそれ木その他の骨折治療具 エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち 理化学用のもの 二 その他のものうち 理化学用のもの 医療用のもの（外科用のもの並びに部分品及び附属品を除く。） 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 教育用の機器及び模型（実物説明用に適するものに限る。） 硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。）	一五%
九〇・二〇 のうち	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち 理化学用のもの 二 その他のものうち 理化学用のもの 医療用のもの（外科用のもの並びに部分品及び附属品を除く。） 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 教育用の機器及び模型（実物説明用に適するものに限る。） 硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。）	一五%
九〇・二二 のうち	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち 理化学用のもの 二 その他のものうち 理化学用のもの 医療用のもの（外科用のもの並びに部分品及び附属品を除く。） 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 教育用の機器及び模型（実物説明用に適するものに限る。） 硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。）	一五%

九〇・二三のうち	理化学用のもの ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。） ハイドロメーター（アルコール計その他これに類する物品を含む）、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（これらを組み合わせたものを除くものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。）	一五%
九〇・二四のうち	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。）及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。）	一五%
九〇・二五のうち	圧力計 偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む）、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びマイクローム	一五%
九〇・二七のうち	理化学用のもの（露出計を除く。） 速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ	一五%
九〇・二八のうち	速度計及び回転速度計（磁気式のものを含む。） 電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。） 一 この類の注6(a)に定めるもののうち	一五%
九〇・二九のうち	理化学用のもの 二 この類の注6(b)に定めるもののうち 圧力計 高度計、マイクロケータ、速度計及び回転速度計 その他のものうち理化学用のもの 三 この類の注6(c)に定めるもののうち 理化学用のもの 四 この類の注6(d)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%
九一・〇二	部分品及び附属品（第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則としてもつばら使用するものに限る。） 理化学用機器の部分品及び附属品 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。）	一五%
九一・〇三	一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、寶石、半寶石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 電気時計 その他のもの 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。） 電気時計	二七% 二七% 二七% 二七%
		二〇%

九一・〇四のうち	その他のもの その他の時計 一 電気時計 三 その他のもの (一) ケースに貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬、寶石、半寶石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの たもの (二) その他のもの 時間の測定用、記録用又は指示用の機器(時計用ムーブメント(セコンダリームーブメントを含む)又は同期電動機を有するものに限り)及び時刻を記録する機器 時刻を記録する機器 ピアノ(自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない)及びハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハーブ(エオリアンハーブを除く)。 ピアノ ハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器(ピアノを除く)及びハーブ その他の弦楽器 パイプオルガン及びリードオルガン(ハーモニウムその他これに類する楽器を含む)。 ハーモニウムその他これに類する楽器 アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及び	二七% 二〇% 二七% 二七% 二七% 二〇% 二〇%
九一・〇五のうち	その他のもの(オルガンを除く)。 オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器(オルゴールその他これに類するものを除く)。 楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 ピアノの部分品及び附属品 蓄音機、ディクテータマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	二〇% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%
九二・〇一	その他のもの(オルガンを除く)。 オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器(オルゴールその他これに類するものを除く)。 楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 ピアノの部分品及び附属品 蓄音機、ディクテータマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	二〇% 一五% 一五% 一五% 一五%
九二・〇二	その他のもの(オルガンを除く)。 オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器(オルゴールその他これに類するものを除く)。 楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 ピアノの部分品及び附属品 蓄音機、ディクテータマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	二〇% 一五% 一五% 一五% 一五%
九二・〇三のうち	その他のもの(オルガンを除く)。 オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器(オルゴールその他これに類するものを除く)。 楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 ピアノの部分品及び附属品 蓄音機、ディクテータマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	二〇% 一五% 一五% 一五% 一五%
九二・〇四	その他のもの(オルガンを除く)。 オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器(オルゴールその他これに類するものを除く)。 楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 ピアノの部分品及び附属品 蓄音機、ディクテータマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機	二〇% 一五% 一五% 一五% 一五%

一 蓄音機及びレコードプレーヤー 蓄音機(コインオペレート式のものに限る。) その他のもの 二 二五%	二 その他のもののうち デイクテーピングマシン 一五%	九二・一二のうち 録音機及び音声再生機(事務用のものに限る。) 蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 一五%	一 蓄音機用レコード (一) その他のもの A 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの 一枚につき一七〇円	B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの 一枚につき一七〇円	C 回転数が一分間につき四〇回をこえ、五〇回以下のもの 一枚につき七〇円	D 回転数が一分間につき五〇回をこえるもの 一枚につき五六円	三 その他のもの (一) 記録したもののうち 録音機用のテープ 一五%	(二) その他のもののうち		
録音機用のテープ 一五%	九二・一三のうち その他の部分品及び附属品(第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。) 二 その他のもののうち 事務用のテープレコーダーの部分品 一五%	九七・〇四のうち テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。) 三 その他のもの 三〇%	九七・〇六のうち 運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く。) 三〇%	九八・〇二のうち 一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 スキー並びにその部分品及び附属品 二〇%	スライドファスナー及びその部分品 スライドファスナー 一五%	九八・〇三のうち 万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するボールダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。) 一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル (一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこりを用いたもの 三〇%	(二) その他のもの			

九八・〇五 のうち	B その他のもののうち 万年筆 二 その他のもの (一) その他のもののうち 万年筆の部分品 鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、バステル、図画用木炭、筆配用又は図画用のチョーク並びにテールラスチョーク及びビリヤードチョーク 一 鉛筆 二 鉛筆用のしん メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの のうち 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。) 喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半	二〇%
九八・一〇 のうち		二〇%
九八・一二 のうち		五〇%

貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの のうち 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。) 二 その他のもののうち フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	四五% 五〇% 三〇%
---	----------------------------------

昭和四十二年七月十四日 参議院会議録第二十五号(その二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(郵送料別)

行所
東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)